

鹿児島市

障害福祉計画 第7期計画

障害児福祉計画 第3期計画



鹿児島市



はじめに

鹿児島市では、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、令和4年度に策定した「第五次鹿児島市障害者計画」及び令和2年度に策定した「鹿児島市障害福祉計画第6期計画・鹿児島市障害児福祉計画第2期計画」に基づき、障害のある方々の自立と社会参加の促進や福祉サービスの充実、社会環境の整備など、各種施策を進めてまいりました。

近年、障害のある方々を取り巻く環境は大きく変化してきており、国においては、多様化するニーズにきめ細かく対応するため、地域における生活の維持や障害児支援体制の整備など、様々な制度の見直しや整備が図られております。

本市では、こうした社会情勢の変化に的確に対応するため、障害のある方々の自立支援体制に係る目標値や障害福祉サービス等の見込量などを設定した「鹿児島市障害福祉計画第7期計画・障害児福祉計画第3期計画」を策定しました。

「第五次鹿児島市障害者計画」の実施計画と位置付けられる本計画では、地域生活支援や相談支援体制の充実・強化、就労選択支援のサービス追加など、これまでの取組の充実を図りながら各種施策を推進することとしております。

また、令和6年4月に施行する「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に基づき、言語としての手話への理解や障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進などの取組についても、本計画とあわせて実施状況を確認し、着実に推進してまいります。

本計画のもと、関係機関との緊密な連携を図りながら、障害の有無にかかわらず、市民の皆様が地域で安心していきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました鹿児島市障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会の委員の方々をはじめ、関係各団体・機関の皆様、アンケート調査やパブリックコメント手続を通じて貴重なご意見・ご協力を賜りました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和6年3月

鹿児島市長 下鶴 隆央

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画に係る法令の根拠及び計画期間	1
2 計画の基本理念	3
3 本計画に定める事項	3
第2章 令和8年度の目標値の設定	4
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	4
2 地域生活支援の充実	6
3 福祉施設から一般就労への移行等	8
4 障害児支援の提供体制の整備等	13
5 相談支援体制の充実・強化等	16
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	17
第3章 障害福祉サービス等及び通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びに見込量の確保のための方策	18
1 訪問系サービス	18
2 日中活動系サービス	20
3 居住系サービス	31
4 相談支援	35
5 障害児通所等支援	38
6 発達障害者等に対する支援	45
7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	48
8 相談支援体制の充実・強化	51
9 障害福祉サービスの質の向上	54
第4章 地域生活支援事業等の実施に関する事項	57
1 理解促進・啓発事業	57
2 自発的活動支援事業	58
3 相談支援事業	59
4 成年後見制度利用支援事業	61
5 日常生活用具給付事業	62
6 移動支援事業	63
7 障害児等療育支援事業	65

8	福祉ホーム事業	66
9	訪問入浴サービス事業	67
10	日中一時支援事業	68
11	スポーツ・レクリエーション教室開催等	69
12	自動車運転免許取得・自動車改造助成	71
13	更生訓練費支給事業	72
14	意思疎通支援事業	73
15	手話奉仕員養成研修事業	75
16	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業	76
17	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	78
18	点字・声の広報	79
19	重層的支援体制整備事業の対象事業	80
20	児童虐待防止対策等総合支援事業の対象事業	82
第5章 関係機関との連携に関する事項		83
1	障害者施策推進協議会	83
2	障害者自立支援協議会	83
3	連携・協力	83
第6章 計画の達成状況の点検及び評価		84
資料編		85
資料1	関係法令	86
資料2	鹿児島市の障害者手帳所持者数	90
資料3	障害福祉サービス、障害児通所支援等及び地域生活支援事業の見込量	92
資料4	計画策定に係る障害者等実態調査概要	97
用語解説		119

第1章 計画策定の趣旨

1 計画に係る法令の根拠及び計画期間

(1) 計画の位置付け

障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に規定された「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）」として策定するものです。

また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に規定された「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）」として策定するものです。

本計画は、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする鹿児島市障害福祉計画第7期計画及び鹿児島市障害児福祉計画第3期計画を一体の計画として策定します。

【参考】これまでの計画（3年ごとに策定）

令和 3～ 5年度	障害福祉計画第6期計画・障害児福祉計画第2期計画
平成30～令和2年度	障害福祉計画第5期計画・障害児福祉計画第1期計画
平成27～ 29年度	障害福祉計画第4期計画
平成24～ 26年度	障害福祉計画第3期計画
平成21～ 23年度	障害福祉計画第2期計画
平成18～ 20年度	障害福祉計画第1期計画

○障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

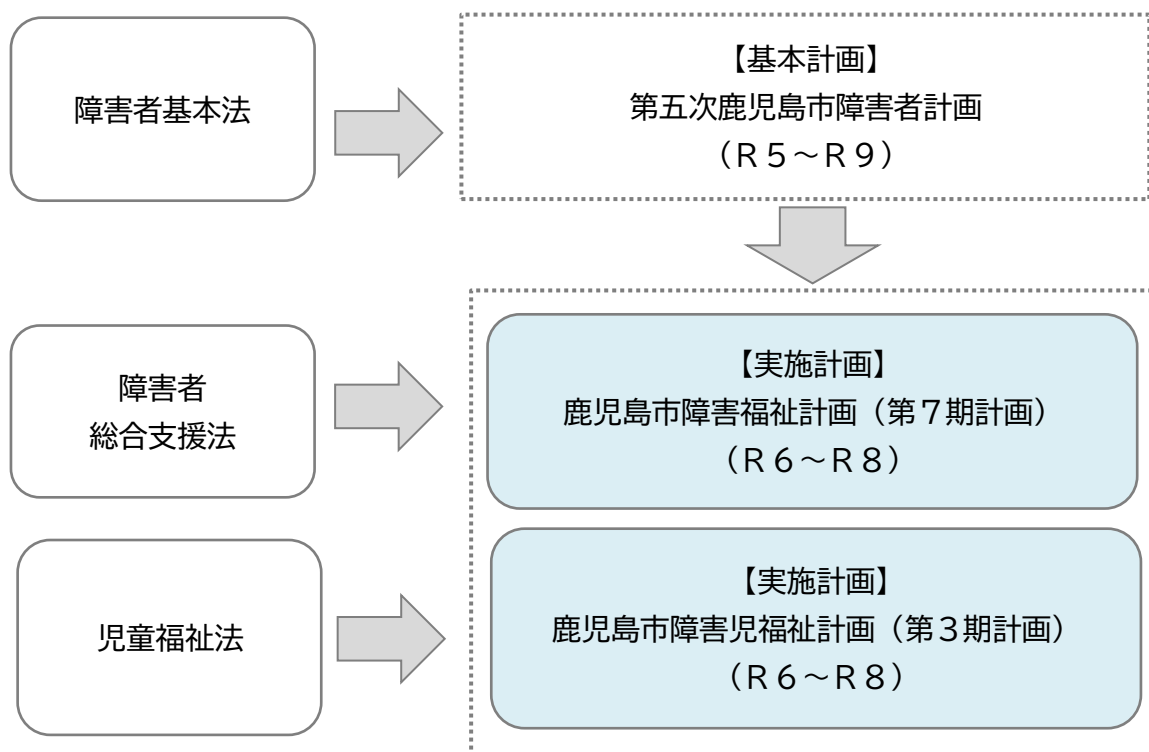
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 第五次鹿児島市障害者計画との関係

本計画は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関して目標値や提供方法を定めるもので「第五次鹿児島市障害者計画」の実施計画と位置付けます。



(3) SDGsとの関連

2015年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

基本計画である第五次鹿児島市障害者計画において特に関連のあるゴール（下図の太枠）を掲げており、実施計画である本計画においても同様にSDGsのゴール達成に向け、本市の障害福祉を推進していきます。



2 計画の基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等（※）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進め、地域全体で対応するシステムの構築を目指します。

3 本計画に定める事項

本計画においては、障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に基づき、厚生労働大臣が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（国の基本指針）に即して、次の事項を定めます。

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 令和8年度の目標値の設定
- (3) 障害福祉サービス等及び通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- (4) 地域生活支援事業等の実施に関する事項
- (5) 関係機関との連携に関する事項
- (6) 計画の達成状況の点検及び評価

※本計画における障害者等の範囲は、国の基本指針に基づき「身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）並びに難病患者等であって十八歳以上の者並びに障害児」とします。

第2章 令和8年度の目標値の設定

障害者等の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて、目標値を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
本市の方針	<p>① 令和8年度末までに、4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。</p> <p>② 令和8年度末の施設入所者数を、これまでの実績及び実情を踏まえて、4年度末の施設入所者数から3%以上減少させることを目指します。</p> <p>【目標値1-1】 地域生活移行者数 43人以上</p> <p>【目標値1-2】 施設入所者の削減数 22人以上</p>

<目標値の考え方>

項目	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者数 (A)	707人	○令和4年度末において、福祉施設に入所している人の数
【目標値1-1】 地域生活移行者数 (B)	43人	○令和8年度末までに、4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。 $707人 \times 6\% \div 43人$
【目標値1-2】 施設入所者数の減少 (C)	22人	○令和8年度末の施設入所者数を、これまでの実績及び実情を踏まえて、4年度末の施設入所者数から3%以上減少させることを目指します。 $707人 \times 3\% \div 22人$

<参考>

新規入所者数 (B) - (C)	21人	○令和8年度末までに、新規に福祉施設に入所する人の数 地域生活移行者数 (B) - 施設入所者数の減少数 (C) = 43人 - 22人 = 21人
令和8年度末の施設入所者数 (A) - (C)	685人	○令和8年度末の施設入所者数見込み

- ・施設入所者数には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」（以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた人（18歳以上の人に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している人の数を除きます。
- ・地域生活移行者とは、施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、公営住宅等の住宅へ移行した人（家庭復帰を含む。）のことです。

2 地域生活支援の充実

2-1 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
本市の方針	障害者地域生活支援拠点の整備及びコーディネーターの配置を継続し、支援の実施状況等を踏まえ、今後の運用状況の検証等については、障害者自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、年1回以上の協議を実施します。 【目標値2-1】 障害者地域生活支援拠点の数 1か所以上 コーディネーター配置数 1人以上 運用状況の検証及び検討回数 年1回以上

○地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制です。

2-2 強度行動障害者への支援体制の充実

国の基本指針	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
本市の方針	令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携し、支援体制について協議します。 【目標値2-2】 強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握及び支援体制についての協議

○強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。

3 福祉施設から一般就労への移行等

3-1・3-2・3-3 就労移行支援事業者等を通じた一般就労への移行

国の基本指針

- ① 令和8年度中の一般就労移行者数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ② 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する人の目標値を定める。
具体的には、就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とし、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- ③ 令和8年度末時点における、就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。



本市の方針

- ① 令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する人の数は、3年度の実績の1.28倍以上とすることを目指します。
- ② 令和8年度中に一般就労に移行する人の数は、3年度の実績に比べ、就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続支援A型事業は概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上とすることを目指します。
- ③ 令和8年度末時点における、就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

【目標値3-1】

一般就労移行者数 67人以上

【目標値3-2】

就労移行支援事業からの一般就労移行者数 53人以上

就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数 11人以上

就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数 6人以上

【目標値3-3】

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所の割合 5割以上

<目標値の考え方>

項目	数値	考え方
令和3年度末の 一般就労移行者数	52人	○令和3年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した人の数
【目標値3-1】 令和8年度中の 一般就労移行者数	67人	○令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する人の数は、3年度の実績の1.28倍以上とすることを目指します。 $52人 \times 1.28倍 \div 67人$
令和3年度中の 就労移行支援事業等毎の 一般就労移行者数	移行 40人 A型 8人 B型 4人	○令和3年度中に就労移行支援事業等を退所し、一般就労に移行した人の数
【目標値3-2】 令和8年度中の 就労移行支援事業等毎 の一般就労移行者数	移行 53人 A型 11人 B型 6人	○令和8年度中に一般就労に移行する人の数は、3年度の実績に比べ就労移行支援事業は1.31倍、就労継続支援A型事業は概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上とすることを目指します。 ・就労移行支援40人 \times 1.31倍 \div 53人 ・就労継続支援A型8人 \times 1.29倍 \div 11人 ・就労継続支援B型4人 \times 1.28倍 \div 6人
【目標値3-3】 令和8年度末時点における 就労移行支援事業利用 終了者に占める一般就労 へ移行した人の割合が5 割以上の事業所の割合	50%	○就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

3-4・3-5・3-6 一般就労後の定着支援

<p>国の基本指針</p>	<p>① 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。</p> <p>② 就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</p> <p>③ 都道府県等が地域の就労支援ネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めることを基本とする。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>① 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を3年度の実績の1.41倍以上とすることを目指します。</p> <p>② 就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指します。</p> <p>③ ハローワーク等の雇用推進の関係機関と連携し、支援体制の構築を推進するための取り組みを進めます。</p> <p>【目標値3-4】 就労定着支援事業の利用者数 67人</p> <p>【目標値3-5】 就労定着率が7割以上の事業所の割合 2割5分</p> <p>【目標値3-6】 就労支援体制の構築の推進</p>

<目標値の考え方>

項目	数値	考え方
令和3年度の 就労定着支援事業 利用者数	47人	○令和3年度に就労定着支援事業を利用した人の数
【目標値3-4】 令和8年度の 就労定着支援事業 利用者数	67人	○令和8年度中の就労定着支援利用者を令和3年度中の利用者の1.41倍以上とすることを目指します。 $47人 \times 1.41倍 \div 67人$
【目標値3-5】 令和8年度中の 就労定着率7割以上の 事業所の割合	25%	○就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指します。

- ・就労定着支援事業とは、就労移行支援等の利用を経て一般企業等への就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う事業です。
- ・就労定着率とは、過去6年間において就労定着支援の利用を終了した人のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している人又は就労していた人の占める割合です。



4 障害児支援の提供体制の整備等

4-1 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

<p>国の基本指針</p>	<p>① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>② 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援事業等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>令和8年度末までに、これまでの実績及び実情を踏まえて、次のとおり目標値を設定します。</p> <p>【目標値4-1】</p> <p>児童発達支援センター 18か所以上</p> <p>保育所等訪問支援事業所 142か所以上</p>

<目標値の考え方>

項目	令和4年度末時点	【目標値4-1】 令和8年度末時点
児童発達支援センター	16か所	18か所
保育所等訪問支援事業所	60か所	142か所

4-2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<p>国の基本指針</p>	<p>令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>令和8年度末までに、これまでの実績及び実情を踏まえて、次のとおり目標値を設定します。</p> <p>【目標値4-2】</p> <p>主に重症心身障害児を対象とする</p> <p>児童発達支援事業所 7か所以上</p> <p>放課後等デイサービス事業所 9か所以上</p>

<目標値の考え方>

項目		令和4年度末時点	【目標値4-2】 令和8年度末時点
主に 重症心身障害児 を対象とする	児童発達支援事業所	6か所	7か所
	放課後等 デイサービス事業所	8か所	9か所

4-3 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<p>国の基本指針</p>	<p>令和8年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>保健、医療、障害福祉、保育、教育関係者等による障害者自立支援協議会医療的ケア児部会が、その協議の場となります。</p> <p>また、令和8年度末までに、医療的ケア児等が適正な保育、教育、発達支援等の支援を受けられるよう、鹿児島県医療的ケア児等センターと連携を図るとともに、障害者基幹相談支援センターや地域の相談支援事業所へ医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。</p> <p>【目標値4-3】</p> <p>医療的ケア児部会の開催</p> <p>医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 30人 (うち障害者基幹相談支援センターへの配置 3人)</p>

5 相談支援体制の充実・強化等

<p>国の基本指針</p>	<p>① 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。</p> <p>② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</p>
<p>本市の方針</p>	<p>① 障害者基幹相談支援センターを活用して、相談支援体制の充実・強化等を図ります。</p> <p>② 個別事例の検討を通じた地域課題の解決に向けて、障害者自立支援協議会定例会と専門部会が連携して取り組みます。</p> <p>【目標値5－1】 障害者基幹相談支援センターの運営 1か所</p> <p>【目標値5－2】 定例会と専門部会の連携</p>

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
本市の方針	<p>障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や指導監査結果について、関係部署や管内の指定事業者等と共有などを行う場である集団指導を活用し、障害福祉サービス等の質の向上に向けて取り組めます。</p> <p>【目標値6】</p> <p>障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の確保</p>

第3章 障害福祉サービス等及び通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びに見込量の確保のための方策

令和8年度における目標値を達成できるように、6年度から8年度までの指定障害福祉サービス等の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策を、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本市の実情を踏まえて設定します。

1 訪問系サービス

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)

(1) 事業内容

① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

常時介護が必要な重度の障害者に、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事やその他生活全般にわたる援助や外出時の移動中の補助を行います。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人について、外出時において、移動に必要な情報の提供や移動の補助などを行います。

④ 行動援護

知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人の中でも、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 実施に関する考え方

在宅の障害者が日常生活を営む上で必要なサービスを利用者個々の生活状況に応じて、提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している人の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(4) サービス見込量 (1か月当たり)

◎第6期・第2期計画

(人：利用者数 時間：延べ利用時間)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護	963人	968人	1,009人	997人	1,058人	1,018人
	19,793時間	19,333時間	20,328時間	19,278時間	20,878時間	19,503時間
重度訪問介護	125人	131人	142人	144人	161人	159人
	21,176時間	22,714時間	24,355時間	24,295時間	28,011時間	27,810時間
同行援護	231人	229人	245人	225人	260人	228人
	6,294時間	6,910時間	6,971時間	7,413時間	7,721時間	8,152時間
行動援護	44人	39人	44人	37人	44人	40人
	561時間	492時間	561時間	372時間	561時間	328時間
重度障害者等 包括支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	30時間	0時間	30時間	0時間	30時間	0時間

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
居宅介護	1,051人	1,085人	1,121人
	19,725時間	19,949時間	20,176時間
重度訪問介護	184人	213人	247人
	31,639時間	35,996時間	40,952時間
同行援護	228人	228人	228人
	8,463時間	8,786時間	9,121時間
行動援護	40人	40人	40人
	328時間	328時間	328時間
重度障害者等 包括支援	1人	1人	1人
	30時間	30時間	30時間

(5) 見込量確保のための方策

訪問系サービスは、障害者が地域で自立した生活を送る上で不可欠なサービスであり、必要なサービスを提供できるよう相談支援事業所と関係事業者との連携を図ります。また、ゆうあいガイドブック等により事業の周知を図ります。

2 日中活動系サービス

(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所)

2-1 生活介護

(1) 事業内容

常に介護が必要な人に、主として昼間に施設で入浴や排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供、その他の身体的機能または生活能力向上のために必要な援助を行います。

(2) 実施に関する考え方

介護を必要とする障害者が地域で生活できるよう、施設において、利用者個々のニーズに即したサービスを提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している人の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数、量及び事業所数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量(1か月当たり)

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	1,654人	1,664人	1,679人	1,682人	1,704人	1,707人
延利用日数	33,066人日	33,471人日	33,531人日	33,445人日	34,004人日	34,006人日
事業所数	75か所	76か所	76か所	78か所	77か所	79か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	1,718人	1,729人	1,741人
うち強度行動障害者数	21人	21人	21人
延利用日数	34,175人日	34,345人日	34,515人日
事業所数	80か所	80か所	81か所

(5) 見込量確保のための方策

障害者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持について障害福祉サービス事業者等と連携を図ります。

2-2 自立訓練（機能訓練）

（1）事業内容

身体障害者等を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間18か月）、身体機能向上のために必要な訓練等を行います。

（2）実施に関する考え方

自立した日常生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な機能訓練を提供します。

（3）見込量の考え方

現に利用している人の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数、量及び事業所数の見込みを設定します。

（4）サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	10人	13人	10人	13人	10人	7人
延利用日数	200人日	152人日	200人日	118人日	200人日	96人日
事業所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	10人	10人	10人
延利用日数	150人日	150人日	150人日
事業所数	1か所	1か所	1か所

（5）見込量確保のための方策

障害者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の確保について障害福祉サービス事業者等と連携を図ります。

2-3 自立訓練（生活訓練）

（1）事業内容

知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間24か月、長期入所・入院者の場合36か月）、食事や家事など日常生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

（2）実施に関する考え方

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な生活訓練を提供します。

（3）見込量の考え方

現に利用している人の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数、量及び事業所数の見込みを設定します。

（4）サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	125人	106人	125人	100人	125人	85人
延利用日数	1,228人日	1,180人日	1,228人日	1,235人日	1,228人日	1,328人日
事業所数	10か所	11か所	10か所	10か所	10か所	9か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	85人	85人	85人
延利用日数	1,328人日	1,328人日	1,328人日
事業所数	9か所	9か所	9か所

（5）見込量確保のための方策

障害者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持について障害福祉サービス事業者等と連携を図ります。

2-4 就労選択支援

(1) 事業内容

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

新たに就労継続支援B型等を利用する意向の人への支援を促進します。障害者の就労能力や適性を評価するだけのものではなく、障害者と協働してニーズや強み、職業所の課題等を明らかにし、就労するに当たって必要な支援を行います。

(3) 見込量の考え方

事業所に対するニーズ調査や現在の就労状況等から、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び事業所数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	－	35人	35人
延利用日数	－	490人日	490人日
事業所数	－	3か所	3か所

・令和7年10月1日施行予定

(5) 見込量確保のための方策

障害者の就労の場を幅広く確保する観点から、障害者自立支援協議会等を活用しながら、安定したサービスの提供体制の確保について障害福祉サービス事業者等と連携を図ります。

2-5 就労移行支援

(1) 事業内容

一般企業等への就労希望者に、一定の期間（標準期間24か月）における生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練等を行います。

(2) 実施に関する考え方

障害者の一般就労への移行を推進します。

ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携し、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行います。

(3) 見込量の考え方

現に利用している人の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数、量及び事業所数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	189人	175人	193人	153人	197人	149人
延利用日数	3,306人日	2,930人日	3,466人日	2,550人日	3,634人日	2,459人日
事業所数	16か所	14か所	17か所	16か所	17か所	16か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	147人	145人	143人
延利用日数	2,451人日	2,443人日	2,435人日
事業所数	16か所	16か所	15か所

(5) 見込量確保のための方策

障害者の就労の場を幅広く確保する観点から、障害者自立支援協議会等を活用しながら、ハローワークなど関係機関と緊密な連携を図るとともに、安定したサービスの提供体制の確保について障害福祉サービス事業者等と連携を図ります。

2-6 就労継続支援（A型・B型）

（1）事業内容

一般企業等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等を行います。雇用契約を結ぶことを基本とするA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

（2）実施に関する考え方

個々のニーズや適性に応じた作業内容、作業時間等に配慮した適切な支援を行い、就労の機会を提供します。

（3）見込量の考え方

現に利用している人の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数、量及び事業所数の見込みを設定します。

（4）サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
A型	利用者数	567人	572人	605人	603人	646人	658人
	延利用日数	11,083人日	10,854人日	11,926人日	11,370人日	12,833人日	12,206人日
	事業所数	33か所	33か所	35か所	35か所	38か所	38か所
B型	利用者数	2,436人	2,467人	2,649人	2,557人	2,882人	2,532人
	延利用日数	39,754人日	40,228人日	43,261人日	40,977人日	47,076人日	43,209人日
	事業所数	140か所	138か所	153か所	148か所	166か所	147か所

◎第7期・第3期計画

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
A型	利用者数	686人	715人	746人
	延利用日数	12,715人日	13,246人日	13,799人日
	事業所数	40か所	41か所	43か所
B型	利用者数	2,694人	2,866人	3,049人
	延利用日数	45,854人日	48,661人日	51,639人日
	事業所数	156か所	166か所	177か所

（5）見込量確保のための方策

障害者の就労の場を幅広く確保する観点から、障害者自立支援協議会等を活用しながら、ハローワークなど関係機関と連携を図ります。

また、事業所での賃金・工賃の増額を図るため、「鹿児島市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、本市の物品や役務等の受注拡大に努めるとともに、市ナイスハート支援事業を実施し、生産物等の販売促進を図ります。



2-7 就労定着支援

(1) 事業内容

就労移行支援等の利用を経て一般企業等への就労に移行した人を対象に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るための企業・自宅への訪問や障害者の来所により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

(2) 実施に関する考え方

障害者の一般就労への定着を推進します。

ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携し、雇用後の職場への定着支援を行います。

(3) 見込量の考え方

障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数・就労定着者数等を勘案して、利用者数及び事業所数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	51人	47人	55人	50人	59人	52人
事業所数	7か所	7か所	8か所	7か所	9か所	7か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	計画		計画		計画	
利用者数	57人		62人		67人	
事業所数	7か所		8か所		9か所	

(5) 見込量確保のための方策

障害者の就労の場を幅広く確保する観点から、障害者自立支援協議会等を活用しながら、ハローワークなど関係機関と緊密な連携を図るとともに、安定したサービスの提供体制の確保について障害福祉サービス事業者等と連携を図ります。

2-8 療養介護

(1) 事業内容

医療の必要な障害者で、常に介護が必要な人に、主として昼間に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や日常生活上の援助を行います。

(2) 実施に関する考え方

常時介護を必要とする障害者に必要なサービスを提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している人の数、障害者等のニーズを勘案して、利用者数及び事業所数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	117人	122人	117人	124人	117人	124人
事業所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	124人	124人	124人
事業所数	1か所	1か所	1か所

(5) 見込量確保のための方策

療養介護については、筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者など重症心身障害者に対応できる医療施設でのみ受け入れが可能なサービスであることから、医療機関と連携することにより、見込量の確保に努めます。

2-9 短期入所（ショートステイ）

（1）事業内容

居宅で介護を行う人が病気などの場合に、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

（2）実施に関する考え方

介護を必要とする障害者が地域で生活できるよう、家族等の介護者の病気や休息（レスパイト）により利用する場合や、グループホームに入居するための訓練を目的に利用する場合に、サービスを実施します。

（3）見込量の考え方

現に利用している人の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数、量及び事業所数の見込みを設定します。

（4）サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
福祉型	利用者数	339人	241人	354人	233人	371人	274人
	延利用日数	2,693人日	2,114人日	2,835人日	2,051人日	2,985人日	3,059人日
	事業所数	34か所	37か所	36か所	45か所	38か所	53か所
医療型	利用者数	60人	52人	67人	53人	75人	68人
	延利用日数	338人日	401人日	378人日	386人日	422人日	639人日
	事業所数	6か所	7か所	7か所	6か所	8か所	8か所

◎第7期・第3期計画

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
福祉型	利用者数	274人	274人	274人
	うち強度行動障害者数	14人	14人	14人
	延利用日数	3,059人日	3,059人日	3,059人日
	事業所数	53か所	53か所	53か所
医療型	利用者数	72人	76人	80人
	うち強度行動障害者数	1人	1人	1人
	延利用日数	747人日	873人日	1,020人日
	事業所数	8か所	9か所	9か所

(5) 見込量確保のための方策

短期入所については、今後需要が増えると見込まれることから、事業者と連携し、サービスの確保を図ります。また、緊急的な相談に対応するため、障害者基幹相談支援センターや障害者地域生活支援拠点など関係機関等と連携し、受入体制の確保を図ります。

そのほか、将来のグループホームへの入居やひとり暮らしをするための訓練を目的として、施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対して、地域生活の体験の場を障害者地域生活支援拠点で提供します。



3 居住系サービス

(自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等)

3-1 自立生活援助

(1) 事業内容

居宅において単身等で生活する障害者に対して、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、日常生活等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、相談や要請があった際には、随時の対応も行います。

(2) 実施に関する考え方

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者などに対して、適時のタイミングで適切な支援を提供できる体制を整備します。

(3) 見込量の考え方

障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数等の実情を勘案して、利用者数及び事業所数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	6人	14人	8人	16人	10人	14人
事業所数	4か所	5か所	4か所	5か所	4か所	5か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	17人	20人	24人
事業所数	5か所	5か所	5か所

(5) 見込量確保のための方策

障害者が地域で自立した生活を送る上で、必要なサービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業者等との連携を図ります。

3-2 共同生活援助（グループホーム）

（1）事業内容

共同生活を営む住居に入居する障害者に、主として夜間に相談その他必要な日常生活上の援助のほか、ニーズに応じて入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

（2）実施に関する考え方

入所施設から地域生活への移行者のうち、約4割がグループホームを利用しており、今後もグループホームを活用して、地域生活への移行を推進します。

共同生活を営む住居に入居している障害者の日常生活に支障がないように、必要とするサービスを提供します。

（3）見込量の考え方

現に利用している人の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者の地域生活への移行時における共同生活援助の利用者数等を勘案して、利用者数及び事業所数の見込みを設定します。

（4）サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	818人	865人	900人	980人	990人	1,152人
事業所数	65か所	74か所	73か所	89か所	80か所	105か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	1,267人	1,394人	1,533人
うち強度行動障害者数	6人	6人	6人
事業所数	115か所	127か所	140か所

（5）見込量確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行を図るためには、グループホームの整備が重要であることから、安定したサービスの確保について障害福祉サービス事業者等と連携を図ります。また、将来のグループホームへの入居やひとり暮らしをするための訓練を目的として、施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対して、地域生活の体験の場を障害者地域生活支援拠点等で提供します。

そのほか、地域の理解を深められるよう、障害に対する理解の普及、啓発を図ります。

3-3 施設入所支援

(1) 事業内容

施設に入所する障害者に、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護や相談、助言その他の必要な日常生活上の援助を行います。

(2) 実施に関する考え方

施設入所が必要な人の日常生活や訓練等に支障がないよう、必要とするサービスを提供します。

(3) 見込量の考え方

本市内の全ての施設で入所待機者がいる状況であり、一定の需要はありますが、施設入所からの地域移行を進める観点から利用者の減を見込みます。

令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数と新規入所者数を勘案し、利用者数及び事業所数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	719人	713人	716人	708人	712人	709人
事業所数	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	701人	693人	685人
事業所数	18か所	18か所	18か所

- ・施設入所者数には、整備法による旧指定施設等に入所していた人（18歳以上の人に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している人の数を除きます。

(5) 見込量確保のための方策

関係機関と連携し、施設別の待機者状況を把握することなどにより、適切なサービス供給ができる体制の確保に努めます。

3-4 地域生活支援拠点等

(1) 事業内容

地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制で、主な機能として「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つがあります。

(2) 実施に関する考え方

障害者が地域で安心して生活することができるとともに、地域生活への意向を促進するための支援を行います。

(3) 見込量の考え方

現在の障害者地域生活支援拠点における各支援の提供状況を勘案して、障害者地域生活支援拠点の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、障害者地域生活支援拠点が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数の見込み数を設定します。

(4) サービス見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
設置箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
検証・検討 実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
設置箇所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーター の配置人数	1人	1人	1人
検証・検討 実施回数	1回	1回	1回

(5) 見込量確保のための方策

障害者自立支援協議会定例会において、障害者地域生活支援拠点において提供する支援を周知するとともに、障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携しながら、障害者地域生活支援拠点の利用促進を図ります。

4 相談支援

(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)

4-1 計画相談支援

(1) 事業内容

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害者が適切にサービスを利用できるよう、サービス等利用計画の作成などを行います。

(2) 実施に関する考え方

個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成等を推進します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している人の数、障害者等のニーズを勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	1,581人	1,364人	1,788人	1,330人	2,021人	1,408人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	1,509人	1,617人	1,733人

(5) 見込量確保のための方策

障害者自立支援協議会定例会でのケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、障害者基幹相談支援センターや障害者地域生活支援拠点と連携しながら相談支援体制の更なる充実を図ります。

4-2 地域相談支援（地域移行支援）

（1）事業内容

障害者支援施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者等が地域へ移行する場合に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

（2）実施に関する考え方

退所、退院を希望する障害者に対し、地域生活への移行準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出時の同行や住まい探しなどの支援を提供します。

（3）見込量の考え方

現に利用している人の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

（4）サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	12人	5人	14人	11人	16人	14人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	17人	20人	23人

（5）見込量確保のための方策

退所、退院が可能な障害者に対し、地域移行へ向けた意欲の喚起及び医療機関等への制度の周知を図るとともに、関係機関への研修を行うなど支援できる体制の確保に努めます。

4-3 地域相談支援（地域定着支援）

（1）事業内容

居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行います。

（2）実施に関する考え方

地域生活移行者に対し、夜間等も含む緊急時の連絡・相談等の支援を提供します。

（3）見込量の考え方

現に利用している人の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

（4）サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	12人	8人	14人	7人	16人	2人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	2人	2人	2人

（5）見込量確保のための方策

地域生活への移行後、障害者本人及び家族への個別支援や地域で孤立しないための居場所づくり等に取り組んでいけるよう体制の確保に努めます。

5 障害児通所等支援

(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援ほか)

※障害児通所等支援の対象となる障害児には、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童等も含まれます

5-1 児童発達支援、放課後等デイサービス

(1) 事業内容

児童発達支援は、未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

放課後等デイサービスは、就学中の障害児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流のための支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

鹿児島県こども総合療育センターや保健所、保育所などの関係機関と密接に連携しながら、早期発見・早期療育にさらに努めるとともに、身近な地域で、乳幼児期から学校卒業まで、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を整備します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数やニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用児童数、量及び事業所数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	利用児童数	2,768人	2,854人	2,990人	3,115人	3,199人	3,214人
	延利用日数	23,858人日	25,138人日	25,766人日	28,429人日	27,570人日	30,476人日
	事業所数	133か所	166か所	135か所	199か所	137か所	230か所
放課後等 デイサービス	利用児童数	2,478人	2,759人	2,677人	3,214人	2,864人	3,770人
	延利用日数	27,276人日	31,563人日	29,458人日	36,049人日	31,520人日	42,316人日
	事業所数	176か所	207か所	180か所	237か所	187か所	284か所

◎第7期・第3期計画

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
児童発達支援	利用児童数	3,316人	3,496人	3,676人
	延利用日数	32,670人日	35,339人日	38,008人日
	事業所数	241か所	257か所	273か所
デイサービス 放課後等	利用児童数	4,422人	4,928人	5,434人
	延利用日数	49,672人日	55,049人日	60,426人日
	事業所数	333か所	370か所	407か所

(5) 見込量確保のための方策

本市独自の利用者負担の助成を行い、利用を促進します。また、国の基準を超えて専門指導員等を配置した事業所に対して、経費の一部を助成することにより、サービスの質の向上を図ります。加えて、公開療育の実施や児童発達支援センターとの連携によるスタッフのスキルアップを推進するとともに、個別支援計画やモニタリング報告書等を通して実態と課題の把握に努めます。



5-2 保育所等訪問支援

(1) 事業内容

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

(2) 実施に関する考え方

身近な地域で、乳幼児期から学校卒業まで、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を整備します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数やニーズ等、平均的な一人当たりの利用量を勘案して、利用児童数、量及び事業所数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用児童数	82人	115人	82人	160人	82人	246人
延利用日数	87人日	130人日	87人日	188人日	87人日	296人日
事業所数	45か所	51か所	46か所	60か所	47か所	82か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用児童数	376人	441人	506人
延利用日数	466人日	549人日	632人日
事業所数	112か所	127か所	142か所

(5) 見込量確保のための方策

保護者や保育所等への制度周知を図るとともに、個別支援計画や保育所等訪問支援報告書等を通して実態と課題の把握に努めながら、関係機関との連携を進め、サービス内容の充実を図ります。

5-3 居宅訪問型児童発達支援

(1) 事業内容

重度の障害の状態にあり外出することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

身近な地域で、児童の発達段階に応じた効果的な支援を提供できる体制を整備します。

(3) 見込量の考え方

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に調査した結果を勘案し、利用児童数、量及び事業所数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用児童数	5人	1人	6人	1人	7人	1人
延利用日数	8人日	3人日	9人日	2人日	10人日	2人日
事業所数	2か所	1か所	2か所	3か所	2か所	5か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用児童数	1人	1人	1人
延利用日数	2人日	2人日	2人日
事業所数	5か所	5か所	5か所

(5) 見込量確保のための方策

制度周知を図るとともに、障害者自立支援協議会医療的ケア児部会において、関係者への周知をはじめ、サービスのあり方等について、総合的に検討してまいります。

5-4 障害児相談支援

(1) 事業内容

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を利用するすべての児童が適切にサービスを利用できるよう、障害児支援利用計画の作成などを行います。

(2) 実施に関する考え方

個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえた利用計画を作成します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している児童の数やニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用児童数	1,109人	1,108人	1,265人	1,252人	1,421人	1,406人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用児童数	1,578人	1,727人	1,876人

(5) 見込量確保のための方策

障害者自立支援協議会定例会でのケース検討や研修等を通じて、相談支援事業所のスキルアップを図るとともに、障害者基幹相談支援センターや障害者地域生活支援拠点と連携しながら相談支援体制の更なる充実を図ります。

5-5 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

(1) 事業内容

医療的ケア児等に対する各種支援の調整を行います。

(2) 実施に関する考え方

コーディネーターの配置について障害者自立支援協議会医療的ケア児部会において協議します。

(3) 見込量の考え方

医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定します。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
配置人数	23人	17人	27人	26人	30人	30人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	計画		計画		計画	
配置人数	30人		30人		30人	

(5) 見込量確保のための方策

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について相談支援事業所に周知し、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。



5-6 障害児の子ども・子育て支援等の利用受入れ

(1) 事業内容

保育所や幼稚園等における障害児の受入れを行います。

(2) 実施に関する考え方

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や幼稚園、認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備の構築を目指します。

(3) 見込量の考え方

現に子ども・子育て支援事業等を利用している障害児のほか、利用していない障害児やその保護者のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
保育所	547人	673人	532人	680人	532人	675人
幼稚園	13人	8人	13人	13人	13人	24人
認定こども園	361人	393人	373人	375人	373人	368人
放課後児童クラブ	380人	396人	389人	421人	398人	448人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
保育所	704人	745人	777人
幼稚園	29人	32人	39人
認定こども園	371人	377人	379人
放課後児童クラブ	426人	426人	426人

- ・ 障害児の実数の把握が困難であるため、委託費等の加算の支給を受けている対象者数を利用児童数としています。
- ・ 幼稚園は、施設型給付費の支給を受けている園のことです。

(5) 見込量確保のための方策

障害児の受入れを行っている保育所や児童クラブ等へ補助金の交付や委託費等の加算の支給を行います。

6 発達障害者等に対する支援

6-1 ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等

(1) 事業内容

発達障害のある子どもと保護者の関わり方や、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講等を促進します。

(2) 実施に関する考え方

発達に気がかりのある子どもの保護者を対象に、プログラムに基づく親支援教室を実施し、保護者自身が子どもの行動への適切な対応方法を学び、育児不安の軽減を図るとともに、障害のある幼児児童生徒の保護者に対してペアレントトレーニング研修を実施し、子育てに関する不安や悩みを軽減します。

(3) 見込量の考え方

現状のペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施状況を踏まえ、受講者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
ペアレントプログラム等 支援プログラム等受講者数	30人	16人	30人	25人	30人	20人
ペアレントトレーニング 等受講者数	60人	70人	60人	66人	60人	55人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
ペアレントプログラム等 支援プログラム等受講者数	30人	30人	30人
ペアレントトレーニング 等受講者数	60人	60人	60人

(5) 見込量確保のための方策

保健センター等の発達相談や親支援教室等を通して、保護者への案内を行い、周知を図るとともに、幼稚園、小、中、高等学校の幼児、児童、生徒に募集要項を配布するとともに市のホームページで受講の案内を行います。

6-2 ペアレントメンター

(1) 事業内容

発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝える活動等を行うペアレントメンターの養成研修への参加を促進します。

(2) 実施に関する考え方

県などが実施する養成研修等への参加を促進し、ペアレントメンターの養成に努めます。

(3) 見込量の考え方

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び保護者のニーズ等を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
ペアレントメンターの人数	10人	3人	20人	5人	30人	5人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
ペアレントメンターの人数	5人	5人	5人

(5) 見込量確保のための方策

県などと連携して取組を進めるとともに、市ホームページに養成研修等の情報を掲載するなど、制度周知と参加促進に努めます。

6-3 ピアサポートの活動

(1) 事業内容

発達障害の子どもや保護者や本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポート活動への参加を促進します。

(2) 実施に関する考え方

発達障害児等家族支援補助事業における集団支援の活用を推進し、ピアサポート活動への参加を促進します。

(3) 見込量の考え方

現状の集団支援の実施状況や実績を踏まえ、参加人数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
ピアサポート活動への参加人数	200人	386人	200人	440人	200人	476人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
ピアサポート活動への参加人数	390人	390人	390人

(5) 見込量確保のための方策

発達障害児等の地域からの孤立や児童虐待を防止し、保護者が楽しく子育てを行うことができるよう、事業所が実施する集団支援等に対し補助を行います。

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

7-1 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

(1) 事業内容

障害者自立支援協議会精神保健福祉部会を主な協議の場として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するための協議を行います。

(2) 実施に関する考え方

保健、医療及び福祉関係者による協議の場において、重層的な連携による支援体制構築のための目標設定及び評価を実施します。

(3) 見込量の考え方

重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数、関係者ごとの参加者数、目標の設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
協議の場の開催回数/年	3回	3回	3回	3回	3回	3回
保健の参加者数/回	6人	6人	6人	6人	6人	6人
医療の参加者数/回 (精神科)	2人	2人	2人	2人	2人	2人
医療の参加者数/回 (精神科以外)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
学識経験者/回	1人	1人	1人	1人	1人	1人
福祉の参加者数/回	9人	9人	9人	9人	9人	9人
当事者の参加者数/回	2人	2人	2人	2人	2人	2人
家族等の参加者数/回	2人	2人	2人	2人	2人	2人
目標設定及び 評価の実施回数/年	1回	1回	1回	1回	1回	1回

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
協議の場の開催回数／年	3回	3回	3回
保健の参加者数／回	4人	4人	4人
医療の参加者数／回 (精神科)	2人	2人	2人
医療の参加者数／回 (精神科以外)	1人	1人	1人
学識経験者／回	1人	1人	1人
福祉の参加者数／回	10人	10人	10人
当事者の参加者数／回	2人	2人	2人
家族等の参加者数／回	2人	2人	2人
目標設定及び評価の実施 回数／年	1回	1回	1回

(5) 見込量確保のための方策

より充実した支援体制を構築できるよう、関係機関と連携を図りながら協議を行います。



7-2 精神障害者の地域移行及び地域生活にかかる支援

(1) 事業内容

精神障害者に対し、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）のサービスを提供し、精神障害者が地域生活を送るために必要な支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

地域生活への移行を希望する精神障害者や地域で生活している精神障害者に対して、適切なサービスを提供します。

(3) 見込量の考え方

現に利用している精神障害者の数やニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用及びその後の地域定着支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる人等の数を勘案して利用者数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（1か月当たり）（精神障害者）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域移行支援	12人	10人	14人	11人	16人	14人
地域定着支援	12人	4人	14人	3人	16人	2人
共同生活援助	300人	374人	330人	539人	360人	498人
自立生活援助	6人	10人	8人	10人	10人	14人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
地域移行支援	17人	20人	23人
地域定着支援	2人	2人	2人
共同生活援助	547人	601人	661人
自立生活援助	17人	20人	24人
自立訓練 （生活訓練）	46人	46人	46人

(5) 見込量確保のための方策

退院が可能な精神障害者に対して地域移行への意欲喚起を行うとともに、医療機関等への制度周知を図ります。また、関係機関への研修等を行うなど、精神障害者の地域生活を支援できる体制の確保に努めます。

8 相談支援体制の充実・強化

8-1 障害者基幹相談支援センターの配置及び相談支援体制

(1) 事業内容

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言や、人材育成の支援、連携強化に関する取組等を実施し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

(2) 実施に関する考え方

障害者基幹相談支援センターにおいて、障害者やその家族等からの相談に対する総合的・専門的な支援を提供するほか、相談員による事業所訪問等による指導助言を行うとともに、研修会等を通じた人材育成や他分野の相談機関との連携強化に係る取組を実施します。

(3) 見込量の考え方

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施の見込み、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言や人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化に関する取組の実施回数等の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
総合的・専門的な相談支援の実施	実施する	実施した	実施する	実施した	実施する	実施した
相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言件数	24件	16件	24件	26件	24件	25件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	13件	14件	13件	14件	13件	14件
相談機関との連携強化に関する取組の実施回数	6回	9回	8回	8回	10回	10回

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
総合的・専門的な 相談支援の実施	実施する	実施する	実施する
相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言件数	24件	24件	24件
相談支援事業者の 人材育成の支援件数	14件	14件	14件
相談機関との連携強化に関する取組の実施回数	12回	14回	16回

(5) 見込量確保のための方策

障害者基幹相談支援センターの相談員による計画的な事業所訪問、障害者自立支援協議会定例会におけるセミナーや他分野の相談機関の相談員との対応困難事例検討会等を定期的を実施します。



8-2 障害者自立支援協議会の開催

(1) 事業内容

障害者相談支援事業の適切な実施及び地域の関係機関との連携強化等を推進するとともに、各種計画の策定及び進行管理を行う協議会を開催します。

① 障害者自立支援協議会

学識経験者や障害者・障害児の福祉、医療、教育、雇用等の関係機関等で構成され、障害者相談支援事業の適切な実施及び地域の関係機関との連携強化等を推進するとともに、鹿児島市障害者計画、鹿児島市障害福祉計画及び鹿児島市障害児福祉計画の策定及び進行管理を行います。

② 障害者自立支援協議会定例会

毎月、本市の全ての障害者相談支援事業所が参加し、事例検討や職員の研修等を行います。事例検討については、関係機関も参加し解決するための協議を行います。

③ 障害者自立支援協議会専門部会

子ども部会、精神保健福祉部会、地域生活支援拠点部会、差別解消支援協議会、医療的ケア児部会の5部会があり、各分野ごとに課題解決を行うための協議を行います。

(2) 実施に関する考え方

自立支援協議会定例会及び専門部会で個別事例の検討を行い、地域サービスの改善に努めます。

(3) 見込量の考え方

近年の開催実績等を考慮して、見込みを設定します。

(4) サービス見込量（年間）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
協議会の開催回数		2回	2回	4回
定例会	事例検討回数	4回	4回	4回
	延べ参加相談事業所数	200事業所	200事業所	200事業所
	延べ参加関係機関数	18機関	18機関	18機関
専門部会	設置数	5部門	5部門	5部門
	開催回数	8回	8回	8回

(5) 見込量確保のための方策

関係機関との連携により、支援体制の充実につながる会議の開催に努めます。

9 障害福祉サービスの質の向上

9-1 障害福祉サービス等に関わる各種研修の活用

(1) 事業内容

障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進するため、県などが実施する障害福祉サービス等に関わる研修等に市職員が参加して、知識と技能の向上を図ります。

(2) 実施に関する考え方

県などが実施する障害福祉に関する初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等、事業者向けの研修の聴講等に積極的に参加し、知識と技能の習得に努めます。

(3) 見込量の考え方

各種研修等への市職員の参加人数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
各種研修等への市職員の参加人数	3人	3人	3人	7人	3人	4人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
各種研修等への市職員の参加人数	4人	4人	4人

(5) 見込量確保のための方策

毎年度、県などが実施する障害福祉に関する研修等に、障害福祉サービス等事業者指定担当及び支給決定の担当職員が参加し、知識と技能の習得に努めます。

9-2 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

(1) 事業内容

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所等と共有することにより、適切なサービスの提供体制を構築し、質の向上を図ります。

(2) 実施に関する考え方

システムの審査結果について分析し、その結果を事業所等と共有する機会をつくることで、事業所が請求する際に注意すべき点を把握する機会となり、請求情報の修正等の事務負担の軽減を図ります。

(3) 見込量の考え方

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を活用し、集団指導等において事業所等と共有する体制を構築する取組の実施回数の見込みを設定します。

(4) サービス見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
データ共有体制の有無	有 (集団指導)	有 (集団指導)	有 (集団指導)	有 (集団指導)	有 (集団指導)	有 (集団指導)
データ共有の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
データ共有体制の有無	有 (集団指導)	有 (集団指導)	有 (集団指導)
データ共有の実施回数	1回	1回	1回

(5) 見込量確保のための方策

毎年度実施する集団指導の中で事業所等との情報共有を図ります。

9-3 実地指導結果等の関係部署との共有

(1) 事業内容

適切なサービス提供に重点を置いた実地指導を行うことにより、事業者の気づきを促し、実地指導結果等について関係部署等と共有するとともに、不正受給等による指定取消事案等を無くすことで、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

(2) 実施に関する考え方

実地指導結果等について、関係部署等で共有する機会を設けます。

(3) 見込量の考え方

指導監査部署と実地指導結果等を共有する体制を構築するとともに、実地指導結果等を共有する取組の実施回数を設定します。

(4) サービス見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実地指導結果等を共有する体制の有無	有	有	有	有	有	有
共有回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
実地指導結果等を共有する体制の有無	有	有	有
共有回数	2回	2回	2回

(5) 見込量確保のための方策

鹿児島市社会福祉法人等指導監査連絡会議において、実地指導結果等（実地指導における計画数、実施結果、指摘内容等）の共有を図ります。

また、障害福祉サービス事業所等における災害対策や感染症に係る計画等の策定、訓練等の実施や、必要な物資の備蓄・調達の状況等についても定期的に確認を行い、関係機関等と連携しながら推進します。

第4章 地域生活支援事業等の実施に関する事項

障害者総合支援法において、地域の特性や利用者の状況に応じて自治体の判断で柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本市でも、地域生活支援事業のほか、各種の事業を実施します。

1 理解促進・啓発事業

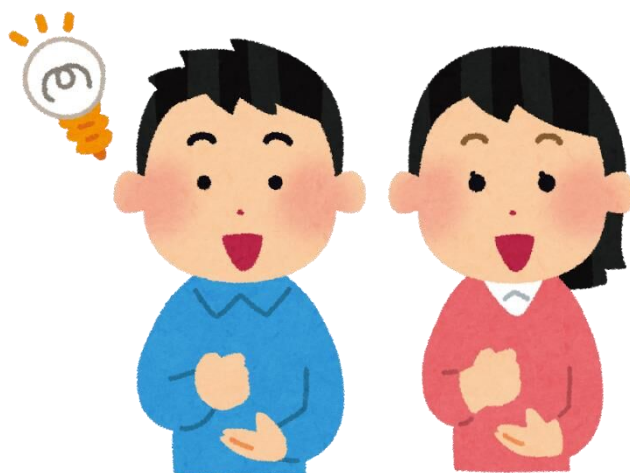
(1) 事業内容

障害や障害者等に対する理解を深めるため、広報・啓発活動を実施します。

(2) 実施に関する考え方

障害者週間について市の広報紙やホームページに掲載し、市庁舎で懸垂幕を掲げるなど周知・啓発を行うほか、様々な分野において、前向きに取り組み輝いている障害者や、障害者を積極的に支援している団体等を表彰するチャレンジド大賞表彰事業を実施します。

また、見た目には障害があることが分かりにくい内部障害、発達障害、高次脳機能障害及び難病等について理解促進に努めます。



2 自発的活動支援事業

(本人活動支援事業、ボランティア活動支援事業)

2-1 本人活動支援事業

(1) 事業内容

障害者本人による地域の清掃活動などのボランティア活動を支援します。

(2) 実施に関する考え方

障害者団体に委託し、ボランティアの実習や地域のニーズに応じた各種ボランティア活動を行います。

2-2 ボランティア活動支援事業

(1) 事業内容

障害者及びその家族等の団体が行う障害者等の社会復帰に関する活動に対する情報提供など、障害者等に対するボランティア活動の支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

障害者への社会的理解の啓発及び社会復帰を図るため、家族会等が実施する交流会、研修、講座、相談対応及びボランティア活動などの事業に対し、助成します。

3 相談支援事業

(障害者相談支援事業、地域生活支援拠点、住宅入居等支援事業)

3-1 障害者相談支援事業

(1) 事業内容

- ① 障害者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供をはじめ、助言、障害福祉サービスの利用支援、当事者相談（ピアカウンセリング）等の必要な支援を行います。
- ② 緊急の支援が必要な障害者に対して、一時的な保護を行います。

(2) 実施に関する考え方

- ① 地域活動支援センター I 型に委託し、関係機関と連携しながら、地域における精神保健福祉等に関する包括的な相談支援を行います。
- ② 障害者地域生活支援拠点を中心として、相談支援事業の実績があり、短期入所を実施している社会福祉法人等に委託し、緊急一時保護を行います。

(3) 見込量の考え方

これまでの実施状況や障害者等のニーズを踏まえ、事業所の数を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実施箇所数	17 箇所	17 箇所	17 箇所	18 箇所	17 箇所	18 箇所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
実施箇所数	18 箇所	18 箇所	18 箇所

(5) 見込量確保のための方策

当該事業を委託している事業所が、地域の包括的な相談支援を担えるよう、連携を図るとともに、今後増加の見込まれる発達障害に関する相談にも対応できるよう、体制を整備します。

また、緊急時に適切に対応できるよう24時間365日の相談体制を確保します。

3-2 地域生活支援拠点（地域移行のための安心生活支援）

（1）事業内容

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備します。

（2）実施に関する考え方

①居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）

緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保します。

②コーディネート事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置します。

3-3 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

（1）事業内容

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望している障害者等を対象に、入居契約手続、関係機関との連絡・調整等の支援を行います。

（2）実施に関する考え方

地域活動支援センター I 型を実施する事業所に委託し、障害者相談支援事業の一環として支援を行います。



4 成年後見制度利用支援事業

(1) 事業内容

身寄りがない等の理由により、後見開始の審判を申し立てる人がいない知的障害者または精神障害者を対象に、本市が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人等の報酬を助成します。

(2) 実施に関する考え方

自己決定を尊重する中で、判断能力の不十分な障害者の保護を図ります。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
申立人数	9人	1人	9人	0人	9人	5人
助成人数	35人	39人	35人	34人	35人	45人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
申立人数	5人	5人	5人
助成人数	45人	45人	45人

(5) 見込量確保のための方策

関係機関等と連携して取組を進めるとともに、パンフレット配布等により、制度周知と利用促進に努めます。

5 日常生活用具給付事業

(1) 事業内容

重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。

(2) 実施に関する考え方

障害者の在宅生活をより暮らしやすくするために、日常生活用具を給付します。

(3) 見込量の考え方

これまでの給付状況や障害者等のニーズを踏まえ、各用具の給付件数を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護訓練支援用具	56件	36件	56件	59件	56件	58件
自立生活支援用具	127件	109件	127件	87件	127件	118件
在宅療養等支援用具	145件	160件	145件	161件	145件	159件
情報・意思疎通支援用具	227件	301件	227件	304件	227件	284件
排せつ管理支援用具	14,824件	12,117件	16,027件	11,995件	17,230件	12,035件
住宅改修費	25件	11件	15件	13件	15件	13件

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
介護訓練支援用具	58件	58件	58件
自立生活支援用具	118件	118件	118件
在宅療養等支援用具	159件	159件	159件
情報・意思疎通支援用具	284件	284件	284件
排せつ管理支援用具	12,048件	12,061件	12,074件
住宅改修費	13件	13件	13件

(5) 見込量確保のための方策

日常生活用具の新たな技術開発等の情報の収集に努めます。また、品目の見直しを行う際は、重度障害者日常生活用具給付事業登録業者及び関係団体に周知します。

6 移動支援事業

(移動支援事業、ゆうあい福祉バス運行事業)

6-1 移動支援事業

(1) 事業内容

屋外での移動が困難な障害者等に外出時の支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

障害者等の社会参加と自立を促進するため、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護のいずれかの指定を受けている事業者に委託し、移動支援を実施します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数等を見込みます。

(4) 見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	420人	422人	429人	413人	438人	418人
延利用時間	6,550時間	5,388時間	7,047時間	5,560時間	7,582時間	5,547時間
事業所数	77か所	75か所	77か所	73か所	77か所	74か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	423人	428人	433人
延利用時間	5,535時間	5,522時間	5,509時間
事業所数	74か所	74か所	74か所

(5) 見込量確保のための方策

安定したサービスの提供体制を維持していくため、事業者と連携を図ります。

6-2 ゆうあい福祉バス運行事業

(1) 事業内容

障害者グループからの要請により、ゆうあい福祉バス（リフト付きバス）を運行します。

(2) 実施に関する考え方

障害者の社会参加の促進を図るため、バス会社に委託し、ゆうあい福祉バスを運行します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、実利用者数を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実利用者数	3,000人	1,632人	3,000人	2,492人	3,000人	2,990人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
実利用者数	3,100人	3,100人	3,100人

(5) 見込量確保のための方策

市外等への行程など利用希望に添えるよう、バス会社と連携を図ります。



7 障害児等療育支援事業

(1) 事業内容

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児（者）及び発達障害児（者）等に対して、家庭療育等についての相談、助言及び指導を行います。

(2) 実施に関する考え方

重症心身障害児施設に委託して、電話・来所者に対する相談支援、外出困難者等に対する訪問相談、専門家・障害者当事者による相談会・講演会などを行います。

(3) 見込量の考え方

本市内の重症心身障害児施設に委託して療育機能の充実を図ります。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(5) 見込量確保のための方策

施設と連携し、事業を実施します。

8 福祉ホーム事業

(1) 事業内容

住宅の確保が困難な障害者に対し、設備を備えた低額な居室を提供します。

(2) 実施に関する考え方

本市出身の利用者数に応じて、運営費の助成を行います。

計画の箇所数で一定の需要は満たすと思われることから、原則として計画を超える新設は行いません。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績を踏まえ、利用者数等を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	50人	31人	50人	31人	50人	31人
実施箇所数	5か所	4か所	5か所	4か所	5か所	4か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	31人	31人	31人
実施箇所数	4か所	4か所	4か所

(5) 見込量確保のための方策

今後の居住支援の需要に対しては、基本的には共同生活援助の活用を進めるものとします。

9 訪問入浴サービス事業

(1) 事業内容

家族の介助だけでは入浴することができない重度の障害者に対し、移動入浴車を派遣し、自宅において入浴サービスを提供します。

(2) 実施に関する考え方

関係事業所に委託し、入浴サービスを提供します。

身体障害者の保健衛生の向上及び家族の介護負担の軽減を図ります。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数等を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
延利用者数	3,579人	3,266人	3,579人	3,050人	3,579人	3,263人
事業所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
延利用者数	3,157人	3,157人	3,157人
事業所数	7か所	7か所	7か所

(5) 見込量確保のための方策

利用者のニーズの把握に努めるとともに、事業所と連携し事業を推進します。

10 日中一時支援事業

(1) 事業内容

障害者等を介護する人が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設において必要な保護を行う日帰りのショートステイを実施します。

(2) 実施に関する考え方

障害福祉サービスの生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のいずれかの指定を受けている事業者へ委託し、日中一時支援を実施します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数等を見込みます。

(4) 見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	250人	280人	250人	262人	250人	270人
事業所数	48か所	49か所	48か所	51か所	48か所	55か所

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	298人	298人	298人
事業所数	55か所	55か所	55か所

(5) 見込量確保のための方策

医療的ケア児への支援等の実態を踏まえながら、必要に応じた事業内容を検討します。

11 スポーツ・レクリエーション教室開催等

(1) 事業内容

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇の活用を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会等を開催します。

(2) 実施に関する考え方

① 身体障害者・知的障害者スポーツ大会

障害者スポーツの普及とスポーツを通じた交流を深めるため、身体障害者スポーツ大会及び知的障害者スポーツ大会を開催します。

② 身体障害者1日レクリエーション

レクリエーションを楽しむ機会の少ない障害者に対し、交流等の機会を提供します。

③ 知的障害者レクリエーション教室

知的障害者を対象としたレクリエーション教室を開催します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、参加者数を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
身体障害者 スポーツ大会	204人	中止	214人	204人	224人	238人
知的障害者 スポーツ大会	973人	中止	983人	中止	993人	579人
身体障害者1日 レクリエーション	369人	291人	379人	331人	389人	379人
知的障害者 レクリエーション教室	1,180人	134人	1,190人	329人	1,200人	60人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
身体障害者 スポーツ大会	200人	200人	200人
知的障害者 スポーツ大会	600人	600人	600人
身体障害者1日 レクリエーション	330人	330人	330人
知的障害者 レクリエーション教室	60人	60人	60人

(5) 見込量確保のための方策

市の広報紙やホームページ等で事業の周知を図り、障害者の参加を促進します。



12 自動車運転免許取得・自動車改造助成

(1) 事業内容

身体障害者等が免許を取得するために要する費用及び身体障害者等が所有する自動車を改造するために要する費用を助成します。

(2) 実施に関する考え方

自動車運転免許取得に対しては、費用の一部を助成します。また、自動車改造助成については、改造に要する費用を助成します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、助成件数を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自動車運転 免許取得	8件	7件	8件	8件	8件	8件
自動車改造	22件	17件	22件	16件	22件	19件

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
自動車運転 免許取得	8件	8件	8件
自動車改造	22件	22件	22件

(5) 見込量確保のための方策

障害者の自立を促進するため、関係機関と連携し取組を進めるとともに、市ホームページやリーフレット等の活用により、利用を促進します。

13 更生訓練費支給事業

(1) 事業内容

就労移行支援及び自立訓練を利用している障害者に更生訓練費を支給します。

(2) 実施に関する考え方

一般就労への移行、社会復帰の促進を図るため、就労移行支援または自立訓練の利用者に更生訓練費を支給します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者のニーズを踏まえ、利用者数を見込みます。

(4) 見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
利用者数	255人	215人	255人	191人	255人	201人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
利用者数	201人	201人	201人

(5) 見込量確保のための方策

安定したサービスの提供体制を維持していくため、事業者と連携を図ります。

手話言語・障害者コミュニケーション条例に関する取組（14～18）

14 意思疎通支援事業

（手話言語・障害者コミュニケーション条例推進事業、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業）

14-1 手話言語・障害者コミュニケーション条例推進事業

（1）事業内容

手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき、その周知やそれぞれの促進を図る取組を行い、障害者への理解促進の気運を醸成し、障害者の生活課題等の解消と、意思疎通支援の充実による共生社会の実現を目指します。

（2）実施に関する考え方

手話言語・障害者コミュニケーション条例について、市の広報紙及びホームページへの掲載やパンフレットの作成配布など周知・啓発を行うほか、条例制定記念イベントを実施します。

14-2 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

※本市の手話通訳者・要約筆記者派遣事業には、広域的な派遣や専門性の高い意思疎通支援事業も含んでいます。

（1）事業内容

聴覚、言語、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることが困難な人を対象に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、障害者等の意思疎通を支援します。

（2）実施に関する考え方

市手話通訳者・要約筆記者派遣運営協議会に委託し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

（3）見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、派遣回数を見込みます。

（4）見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
手話通訳者派遣事業	4,200回	3,478回	4,200回	3,308回	4,200回	3,252回
要約筆記者派遣事業		306回		385回		432回

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
手話通訳者派遣事業	3,350回	3,350回	3,350回
要約筆記者派遣事業	400回	400回	400回

(5) 見込量確保のための方策

手話通訳等を必要とする人の利便性の向上を図るため、県内全域への派遣を行うほか、他県での手話通訳等を行うため、他市と連携して広域的な派遣を行います。

また、手話通訳者養成研修事業等により手話通訳者等の育成を進めます。

14-3 手話通訳者設置事業

(1) 事業内容

本庁・各支所に手話通訳者を配置し、各種の案内と手続の支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

本庁、谷山・伊敷・吉野・喜入・松元・郡山各支所に手話通訳者を配置します。

(吉田・桜島支所については、市手話通訳者・要約筆記者派遣運営協議会からの派遣により対応します。)

(3) 見込量の考え方

これまでの配置状況や障害者等のニーズを踏まえ、配置者数を見込みます。

(4) 見込量(年間)

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
配置人数	7人	7人	7人	7人	7人	7人

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
配置人数	7人	7人	7人

(5) 見込量確保のための方策

市手話通訳者・要約筆記者派遣運営協議会等と連携し、事業を実施します。

15 手話奉仕員養成研修事業

(1) 事業内容

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための各種講習会を実施します。

(2) 実施に関する考え方

関係団体に委託し、市内4会場で手話講習会（入門編、基礎編）を実施します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実施状況や修了者の実績を踏まえ、各講習会の修了者数を見込みます。

市内4会場のうち1会場については、年度毎に入門編、基礎編を交互に実施します。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
手話講習会	入門編	55人	88人	55人	73人	55人	83人
	基礎編	55人	62人	55人	80人	55人	67人

◎第7期・第3期計画

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
手話講習会	入門編	65人	83人	65人
	基礎編	72人	57人	72人

(5) 見込量確保のための方策

市の広報紙やホームページで手話講習会の周知に努めます。また、より効果的な養成が行えるよう、関係団体と連携を図りながら事業を実施します。

16 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業

(手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、手話通訳者確保推進事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業)

16-1 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

(1) 事業内容

高いレベルの手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者及び要約筆記者を養成するため、各種講座を実施します。

(2) 実施に関する考え方

手話通訳者養成研修事業は関係団体に委託し、手話通訳者養成講座(通訳Ⅰ、通訳Ⅱ、通訳Ⅲ)を実施します。

また、要約筆記者養成研修事業は関係団体に委託し、要約筆記者養成講座を実施します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実施状況や実績を踏まえ、修了者数を見込みます。

(4) 見込量(年間)

◎第6期・第2期計画

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
手話通訳者 養成講座	通訳Ⅰ	22人	26人	22人	21人	22人	30人
	通訳Ⅱ	22人	18人	22人	27人	22人	15人
	通訳Ⅲ	22人	24人	22人	19人	22人	16人
要約筆記者養成講座		10人	7人	10人	7人	10人	6人

◎第7期・第3期計画

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
手話通訳者 養成講座	通訳Ⅰ	25人	25人	25人
	通訳Ⅱ	23人	23人	23人
	通訳Ⅲ	20人	20人	20人
要約筆記者養成講座		10人	10人	10人

(5) 見込量確保のための方策

市の広報紙やホームページで講習会の周知に努めます。また、より効果的な養成が行えるよう、関係団体と連携を図りながら事業を実施します。

16-2 手話通訳者確保推進事業

(1) 事業内容

資格取得の難易度の高い手話通訳者を増やすため、講座を開催し、ろう者の社会参加を促進します。

(2) 実施に関する考え方

関係団体に委託し、手話通訳者全国統一試験に合格し、手話通訳者となる資格を取得する市民を増やすため、手話通訳者養成講習会修了者を対象に試験対策講座を開催します。

16-3 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

(1) 事業内容

盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

(2) 実施に関する考え方

関係団体に委託し、「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」及び「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項等について」を基本に講座を開催します。



17 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

17-1 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

(1) 事業内容

視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重度重複障害者（盲ろう者）に対して、コミュニケーション支援及び移動介助の技術を習得した登録通訳・介助員を派遣し、コミュニケーション及び移動の支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

関係団体に委託し、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、派遣回数を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	390回	118回	390回	97回	390回	96回

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	200回	200回	300回

(5) 見込量確保のための方策

関係団体と連携を図りながら、盲ろう者等のニーズの把握に努めます。また、市の広報紙やホームページに事業内容を掲載するなど周知を図ります。

18 点字・声の広報

(1) 事業内容

文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、広報紙「かごしま市民のひろば」の点字版と音声版を作成します。

(2) 実施に関する考え方

福祉に関する情報などを中心に、障害者向けに必要な情報を抽出し、再編集して視覚障害者などの目の不自由な人や老人ホーム等に配布します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、作成部数を見込みます。

(4) 見込量（1か月当たり）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
点字版	220部	220部	220部	220部	220部	220部
音声版	230本	230本	230本	230本	230本	230本

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
点字版	220部	220部	220部
音声版	230本	230本	230本

・この他、「市民便利帳」については、2年に1回、点字版220部、音声版230本を作成します。

(5) 見込量確保のための方策

関係団体と連携しながら、必要部数の作成に努めます。

19 重層的支援体制整備事業の対象事業

(障害者基幹相談支援センター、地域活動支援センター事業)

19-1 障害者基幹相談支援センター（障害者基幹相談支援センター機能強化事業）

(1) 事業内容

障害者やその家族等からの総合的な相談業務をワンストップで行い、障害者虐待防止センターとしての役割も備える障害者基幹相談支援センターを運営します。

(2) 実施に関する考え方

社会福祉法人等に委託し、専門知識を有する職員を配置します。

19-2 地域活動支援センター事業

(1) 事業内容

在宅の障害者に創作的活動や生産活動の機会等を提供します。

(2) 実施に関する考え方

障害者の自立と社会との交流を促進するため、障害者に対する専門的な知識・経験を有する事業者へ委託し、事業を実施します。

【Ⅰ型】精神保健福祉士等の専門職員を配置し、精神障害者等に対し、医療及び福祉などの関係機関との連携強化のための調整、社会適応訓練等を実施します。

【Ⅱ型】就労等が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

【Ⅲ型】就労等が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。

(3) 見込量の考え方

これまでの実績や障害者等のニーズを踏まえ、利用者数等を見込みます。

(4) サービス見込量 (年間)

◎第6期・第2期計画

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
I型	利用者数 (市内)	2,713人	2,011人	2,767人	2,107人	2,823人	2,345人
	(市外)	215人	143人	215人	173人	215人	213人
I型	実施箇所数 (市内)	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	(市外)	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
II型	利用者数 (市内)	1,700人	1,448人	1,700人	1,365人	1,700人	1,310人
	実施箇所数 (市内)	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	6か所
III型	利用者数 (市内)	423人	404人	423人	500人	423人	523人
	実施箇所数 (市内)	2か所	2ヶ所	2か所	2か所	2か所	2ヶ所

◎第7期・第3期計画

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	計画	計画
I型	利用者数 (市内)	2,535人	2,740人	2,962人
	(市外)	223人	233人	243人
I型	実施箇所数 (市内)	5か所	5か所	5か所
	(市外)	5か所	5か所	5か所
II型	利用者数 (市内)	1,279人	1,279人	1,279人
	実施箇所数 (市内)	6か所	6か所	6か所
III型	利用者数 (市内)	598人	598人	598人
	実施箇所数 (市内)	2か所	2か所	2か所

(5) 見込量確保のための方策

安定したサービスの提供体制の維持や支援の充実のため、事業者と連携を図ります。

I型については、機能を強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

II型・III型については、サービス内容の実情を踏まえた事業の見直しを検討します。

20 児童虐待防止対策等総合支援事業の対象事業

20-1 巡回支援専門員整備事業

(1) 事業内容

乳幼児相談専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を訪問し、職員や保護者に対して障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

乳幼児相談専門員を配置し、関係機関と連携し巡回等支援を行います。

(3) 見込量の考え方

子どもの発達に気がかりのある保護者等のニーズを踏まえ、巡回回数等を見込みます。

(4) 見込量（年間）

◎第6期・第2期計画

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
配置人数	7人	7人	7人	7人	7人	7人
相談者数	1,370人	1,598人	1,370人	1,515人	1,370人	1,370人
巡回回数	610回	503回	610回	395回	610回	640回

◎第7期・第3期計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	計画	計画
配置人数	6人	6人	6人
相談者数	1,370人	1,370人	1,370人
巡回回数	640回	640回	640回

(5) 見込量確保のための方策

保育所等、関係機関との連絡会議等を通じて、リーフレットを配布し説明するなど、制度の周知を図ります。

第5章 関係機関との連携に関する事項

1 障害者施策推進協議会

障害者施策推進協議会における関係団体等の意見を踏まえ、本計画の総合的かつ効果的な推進を図ります。

(構成メンバー)※()内は人数

学識経験者(障害者関係団体、医師など)(7)、行政機関(県、市)(5)

2 障害者自立支援協議会

本計画の推進に関し、関係団体等からの幅広い意見を反映させる協議を行うほか、定例会や部会における地域課題の検討を通じて、障害福祉サービス等についての関係機関との連携を深め、その提供体制の充実・確保を図ります。

(構成メンバー)※()内は人数

学識経験者(3)、医療関係団体(3)、教育・雇用関係機関(2)、相談支援事業者(3)、

障害者関係団体(障害者関係団体、事業者、保健福祉関係者)(11)、

公募市民(4)、市職員(4)

(主な機能)

ア 中立かつ公平な相談支援事業の実施の確保に関する協議、調整

イ 行政と地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議

ウ 障害者関連施設等の社会資源の改善等の推進

エ 障害者計画及び障害福祉計画の策定及び進行管理

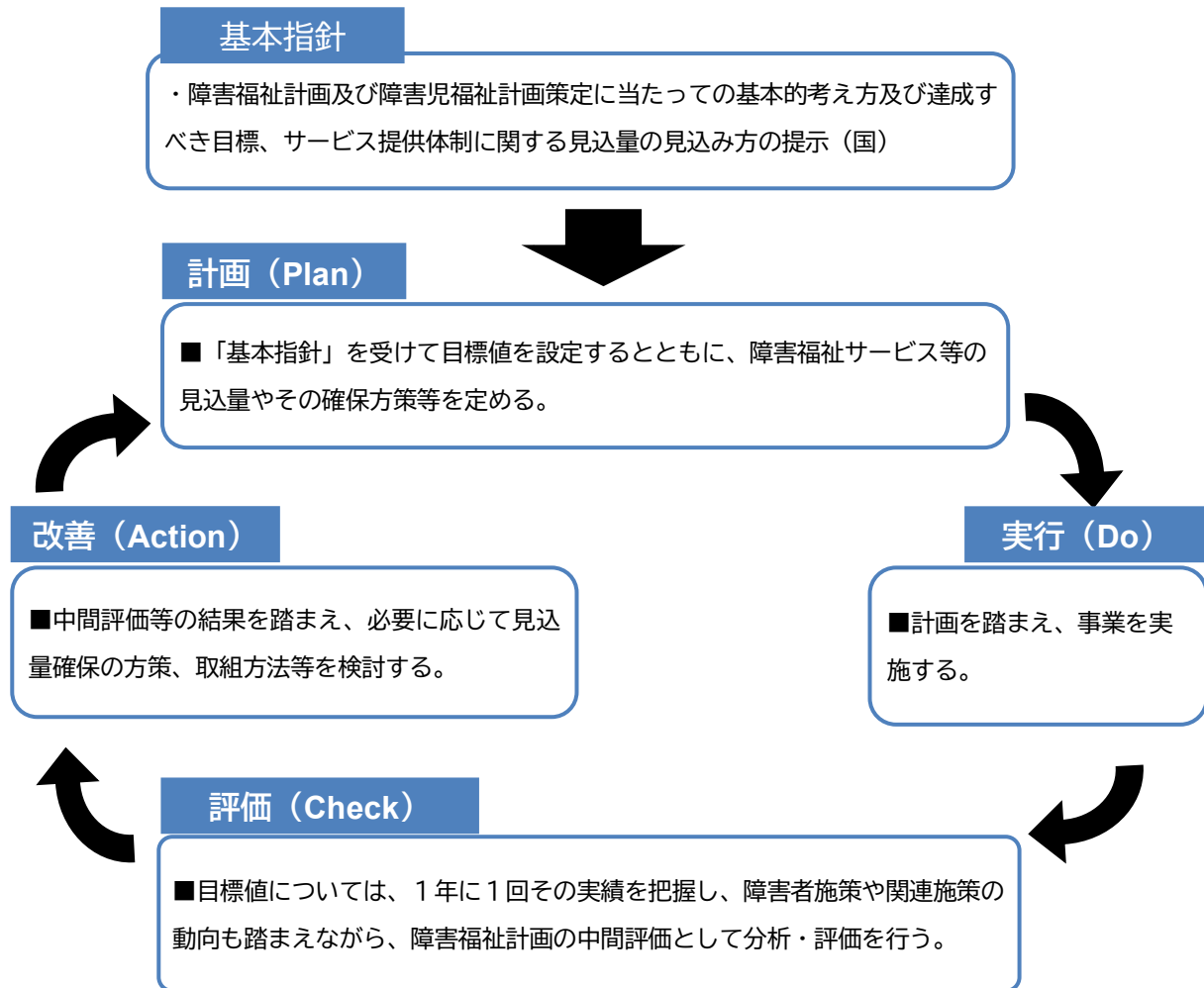
オ その他障害者の自立支援に関する協議 等

3 連携・協力

本計画の推進に当たっては、障害者自立支援協議会等を通じて、障害者団体、医療機関、教育機関、ハローワーク等の関係機関と連携・協力し、総合的かつ効果的な実施に努めます。

第6章 計画の達成状況の点検及び評価

目標値の達成状況や、サービス見込量等の進捗状況について、障害者自立支援協議会に毎年度報告し、同協議会における点検・評価、意見等を踏まえ、その達成状況等に応じた見込量確保の方策や取組方法等を検討し、事業の推進に生かします。



資料編

資料 1 関係法令

資料 2 鹿児島市の障害者手帳所持者数

資料 3 障害福祉サービス、障害児通所支援等及び
地域生活支援事業の見込量

資料 4 計画策定に係る障害者等実態調査概要

用語解説



資料 1 関係法令

障害者総合支援法（抜粋）

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 主務大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 三 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 基本指針は、児童福祉法第三十三条の十九第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。
- 4 主務大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 主務大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
- 6 主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉法（抜粋）

第九節 障害児福祉計画

第三十三条の十九 内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第三十三条の二十二第一項及び第二項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第一項及び第三十三条の二十二第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

- ② 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 三 次条第一項に規定する市町村障害児福祉計画及び第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
 - 四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項
- ③ 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十七条第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。
- ④ 内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害児及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 内閣総理大臣は、障害児の生活の実態、障害児を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
- ⑥ 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ④ 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- ⑤ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された

結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

- ⑥ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- ⑦ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- ⑧ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ⑨ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- ⑩ 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- ⑪ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- ⑫ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

資料2 鹿児島市の障害者手帳所持者数

1 障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

障害種別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者	28,373	28,954	28,988	29,117	29,031
18歳未満	575	573	564	556	542
18歳～64歳	7,217	7,283	7,141	7,471	6,874
65歳以上	20,581	21,098	21,283	21,090	21,615
知的障害者	5,798	5,747	6,153	6,347	6,574
18歳未満	1,380	1,364	1,500	1,573	1,631
18歳～64歳	3,925	3,880	4,137	4,236	4,383
65歳以上	493	503	516	538	560
精神障害者	6,176	6,451	6,673	7,184	7,548
18歳未満	80	98	114	145	153
18歳～64歳	4,662	4,832	4,975	5,347	5,647
65歳以上	1,434	1,521	1,584	1,692	1,748
合計	40,347	41,152	41,814	42,648	43,153
18歳未満	2,035	2,035	2,178	2,274	2,326
18歳～64歳	15,804	15,995	16,253	17,054	16,904
65歳以上	22,508	23,122	23,383	23,320	23,923

※ 各年4月1日現在

※ 合計は、複数の障害種別に該当する者の重複あり

2 令和5年度の障害者手帳所持者数の内訳

(1) 身体障害者手帳

(単位:人)

障害種別	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声、言語 又はそしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
1級	744	140	7	3,505	5,191	9,587
18歳未満	6	1	0	181	72	260
18歳～64歳	190	48	5	1,002	1,263	2,508
65歳以上	548	91	2	2,322	3,856	6,819
2級	690	627	16	3,632	144	5,109
18歳未満	2	45	0	86	0	133
18歳～64歳	171	247	2	932	47	1,399
65歳以上	517	335	14	2,614	97	3,577
3級	105	331	132	2,305	1,549	4,422
18歳未満	0	8	0	41	32	81
18歳～64歳	27	51	26	503	260	867
65歳以上	78	272	106	1,761	1,257	3,474
4級	115	780	85	3,267	2,280	6,527
18歳未満	3	12	2	13	9	39
18歳～64歳	15	67	42	616	499	1,239
65歳以上	97	701	41	2,638	1,772	5,249
5級	216	9		1,255		1,480
18歳未満	1	0		5		6
18歳～64歳	66	4		400		470
65歳以上	149	5		850		1,004
6級	79	1,113		714		1,906
18歳未満	1	18		4		23
18歳～64歳	18	107		266		391
65歳以上	60	988		444		1,492
合計	1,949	3,000	240	14,678	9,164	29,031
18歳未満	13	84	2	330	113	542
18歳～64歳	487	524	75	3,719	2,069	6,874
65歳以上	1,449	2,392	163	10,629	6,982	21,615

※ 令和5年4月1日現在

※ 2つ以上の障害がある場合は、主たる障害で、合計指数に応じた等級により計上

【参考】内部障害の内訳

(単位:人)

障害種別	心臓機能障害	腎臓機能障害	呼吸器機能障害	膀胱直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	合計
1級	2,654	2,216	204	5	11	31	70	5,191
18歳未満	52	2	7	0	4	0	7	72
18歳～64歳	554	1,087	53	3	4	27	42	1,770
65歳以上	2,048	1,127	144	2	3	4	21	3,349
2級	78	0	13	7	3	35	8	144
18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
18歳～64歳	10	0	0	4	2	32	5	53
65歳以上	68	0	13	3	1	3	3	91
3級	1,281	21	129	78	3	33	4	1,549
18歳未満	29	0	0	3	0	0	0	32
18歳～64歳	272	9	30	35	2	33	3	384
65歳以上	980	12	99	40	1	0	1	1,133
4級	1,138	6	57	1,028	11	37	3	2,280
18歳未満	4	0	2	3	0	0	0	9
18歳～64歳	334	3	12	349	10	37	2	747
65歳以上	800	3	43	676	1	0	1	1,524
合計	5,151	2,243	403	1,118	28	136	85	9,164
18歳未満	85	2	9	6	4	0	7	113
18歳～64歳	1,170	1,099	95	391	18	129	52	2,954
65歳以上	3,896	1,142	299	721	6	7	26	6,097

※ 令和5年4月1日現在

(2)療育手帳

(単位:人)

障害程度	A1	A2	A	B1	B2	B	合計
合計	1,460	1,177	9	1,667	2,251	10	6,574
18歳未満	186	246	0	318	880	1	1,631
18歳～64歳	1,162	774	6	1,140	1,296	5	4,383
65歳以上	112	157	3	209	75	4	560

※ 令和5年4月1日現在

※ 「A」「B」は昭和54年5月10日以前の判定

(3)精神障害者保健福祉手帳

(単位:人)

障害程度	1級	2級	3級	合計
合計	304	5,730	1,514	7,548
18歳未満	3	113	37	153
18歳～64歳	117	4,282	1,248	5,647
65歳以上	184	1,335	229	1,748

※ 令和5年4月1日現在

3 指定難病(難病法)に係る特定医療費受給者証所持者数

(単位:人)

年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	4,934	5,265	5,810	5,669	5,764
対象疾病数	331	333	333	338	338

※ 各年4月1日現在

※ 令和5年4月1日現在、「障害者総合支援法」による福祉サービスの対象となる疾患は 366疾病

資料3 障害福祉サービス、障害児通所支援等及び 地域生活支援事業の見込量

障害福祉サービス等の見込量（総括）

		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	計画	計画	計画
訪問系サービス（1か月当たり）							
居宅介護	利用者数	968人	997人	1,003人	1,051人	1,085人	1,121人
	利用時間数	19,333時間	19,278時間	19,450時間	19,725時間	19,949時間	20,176時間
重度訪問介護	利用者数	131人	144人	161人	184人	213人	247人
	利用時間数	22,714時間	24,295時間	27,448時間	31,639時間	35,996時間	40,952時間
同行援護	利用者数	229人	225人	227人	228人	228人	228人
	利用時間数	6,910時間	7,413時間	8,301時間	8,463時間	8,786時間	9,121時間
行動援護	利用者数	39人	37人	37人	40人	40人	40人
	利用時間数	492時間	372時間	301時間	328時間	328時間	328時間
重度障害者等 包括支援	利用者数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	利用時間数	0時間	0時間	0時間	30時間	30時間	30時間
日中活動系サービス（1か月当たり）							
生活介護	利用者数	1,664人	1,682人	1,707人	1,718人	1,729人	1,741人
	うち強度行動障害者数	—	—	—	21人	21人	21人
	延利用日数	33,471人日	33,445人日	34,006人日	34,175人日	34,345人日	34,515人日
	事業所数	76か所	78か所	79か所	80か所	80か所	81か所
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	13人	13人	7人	10人	10人	10人
	延利用日数	152人日	118人日	96人日	150人日	150人日	150人日
	事業所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	106人	100人	85人	85人	85人	85人
	延利用日数	1,180人日	1,235人日	1,328人日	1,328人日	1,328人日	1,328人日
	事業所数	11か所	10か所	9か所	9か所	9か所	9か所
就労選択支援	利用者数	—	—	—	—	35人	35人
	事業所数	—	—	—	—	3ヶ所	3か所
就労移行支援	利用者数	175人	153人	149人	147人	145人	143人
	延利用日数	2,930人日	2,550人日	2,459人日	2,451人日	2,443人日	2,435人日
	事業所数	14か所	16か所	16か所	16か所	16か所	15か所
就労継続支援 A型 （雇用型）	利用者数	572人	603人	658人	686人	715人	746人
	延利用日数	10,854人日	11,370人日	12,206人日	12,715人日	13,246人日	13,799人日
	事業所数	33か所	35か所	38か所	40か所	41か所	43か所
就労継続支援 B型 （非雇用型）	利用者数	2,467人	2,557人	2,532人	2,694人	2,866人	3,049人
	延利用日数	40,228人日	40,977人日	43,209人日	45,854人日	48,661人日	51,639人日
	事業所数	138か所	148か所	147か所	156か所	166か所	177か所
就労定着支援	利用者数	47人	50人	52人	57人	62人	67人
	事業所数	7か所	7か所	7か所	7か所	8か所	9か所
療養介護	利用者数	122人	124人	124人	124人	124人	124人
	事業所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
短期入所	利用者数	293人	286人	342人	346人	350人	354人
	うち強度行動障害者数	—	—	—	15人	15人	15人
	延利用日数	2,515人日	2,437人日	3,698人日	3,806人日	3,932人日	4,079人日
	事業所数	44か所	51か所	61か所	61か所	62か所	62か所

	第6期・第2期計画			第7期・第3期計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	実績	実績	見込	計画	計画	計画	
居住系サービス（1か月当たり）							
自立生活援助	利用者数	14人	16人	14人	17人	20人	24人
	事業所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
共同生活援助	利用者数	865人	980人	1,152人	1,267人	1,394人	1,533人
	うち強度行動障害者数	—	—	—	6人	6人	6人
	事業所数	74か所	89か所	105か所	115か所	127か所	140か所
施設入所支援	利用者数	713人	708人	709人	701人	693人	685人
	事業所数	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所	18か所
地域生活 支援拠点 (年間)	設置箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	コーディネーター の配置人数	—	—	—	1人	1人	1人
	検証・検討 実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
相談支援（1か月当たり）							
計画相談支援	利用者数	1,364人	1,330人	1,408人	1,509人	1,617人	1,733人
地域移行支援	利用者数	5人	11人	14人	17人	20人	23人
地域定着支援	利用者数	8人	7人	2人	2人	2人	2人
障害児通所等支援（1か月当たり）							
児童発達支援	利用児童数	2,854人	3,115人	3,214人	3,316人	3,496人	3,676人
	延利用日数	25,138人日	28,429人日	30,476人日	32,670人日	35,339人日	38,008人日
	事業所数	166か所	199か所	230か所	241か所	257か所	273か所
放課後等 デイサービス	利用児童数	2,759人	3,214人	3,770人	4,422人	4,928人	5,434人
	延利用日数	31,563人日	36,049人日	42,316人日	49,672人日	55,049人日	60,426人日
	事業所数	207か所	237か所	284か所	333か所	370か所	407か所
保育所等 訪問支援	利用児童数	115人	160人	246人	376人	441人	506人
	延利用日数	130人日	188人日	296人日	466人日	549人日	632人日
	事業所数	51か所	60か所	82か所	112か所	127か所	142か所
居宅訪問型 児童発達支援	利用児童数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	延利用日数	3人日	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
	事業所数	1か所	3か所	5か所	5か所	5か所	5か所
障害児 相談支援	利用児童数	1,108人	1,252人	1,406人	1,578人	1,727人	1,876人
医療的ケア児等 コーディネーター	配置人数/年	17人	26人	30人	30人	30人	30人
保育所	利用児童数/年	673人	680人	675人	704人	745人	777人
幼稚園	利用児童数/年	8人	13人	24人	29人	32人	39人
認定こども園	利用児童数/年	393人	375人	368人	371人	377人	379人
放課後児童クラブ	利用児童数/年	396人	421人	448人	426人	426人	426人
発達障害者等に対する支援（年間）							
ペアレントプログラム 等支援プログラム	受講者数	16人	25人	20人	30人	30人	30人
ペアレント トレーニング等	受講者数	70人	66人	55人	60人	60人	60人
ペアレントメンター	人数	3人	5人	5人	5人	5人	5人
ピアサポート活動	参加人数	386人	440人	476人	390人	390人	390人

		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	計画	計画	計画
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（年間）							
保健、医療及び 福祉関係者 による協議の場	開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回
	関係者の 参加者数	23人	23人	23人	22人	22人	22人
	評価等実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
地域移行及び 地域生活に かかる支援 (利用者数/月)	地域移行支援	10人	11人	14人	17人	20人	23人
	地域定着支援	4人	3人	2人	2人	2人	2人
	共同生活援助	374人	539人	498人	547人	601人	661人
	自立生活援助	10人	10人	14人	17人	20人	24人
	自立訓練 (生活訓練)	—	—	—	46人	46人	46人
相談支援体制の充実・強化（年間）							
総合的・専門的な相談支援の実施		実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域の相談支援 体制の強化	指導・助言 件数	16件	26件	25件	24件	24件	24件
	人材育成 支援件数	14件	14件	14件	14件	14件	14件
	連携強化 実施回数	9回	8回	10回	12回	14回	16回
協議会	開催回数	—	—	—	2回	2回	4回
定例会	事例検討回数	—	—	—	4回	4回	4回
	延べ参加 相談事業所数	—	—	—	200事業所	200事業所	200事業所
	延べ参加 関係機関数	—	—	—	18機関	18機関	18機関
専門部会	設置数	—	—	—	5部門	5部門	5部門
	開催回数	—	—	—	8回	8回	8回
障害福祉サービスの質の向上（年間）							
各種研修等の 活用	市職員参加人数	3人	7人	4人	4人	4人	4人
障害者自立支援審査 支払等システムによる 審査結果の共有	共有体制	有	有	有	有	有	有
	共有回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
実地指導結果等の 関係部署との共有	共有体制	有	有	有	有	有	有
	共有回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

地域生活支援事業等の見込量（総括）

		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	実績	見込	計画	計画	計画
相談支援事業 (年間)	実施箇所数	17 箇所	18 箇所	18 箇所	18 箇所	18 箇所	18 箇所
成年後見制度 利用支援事業 (年間)	申立人数	1 人	0 人	5 人	5 人	5 人	5 人
	助成人数	39 人	34 人	45 人	45 人	45 人	45 人
日常生活用具給付事業（年間）							
介護訓練 支援用具 自立生活 支援用具 在宅療養等 支援用具 情報・意思 疎通支援用具 排せつ管理 支援用具 住宅改修費	件数	36 件	59 件	58 件	58 件	58 件	58 件
		109 件	87 件	118 件	118 件	118 件	118 件
		160 件	161 件	159 件	159 件	159 件	159 件
		301 件	304 件	284 件	284 件	284 件	284 件
		12,117 件	11,995 件	12,035 件	12,048 件	12,061 件	12,074 件
		11 件	13 件	13 件	13 件	13 件	13 件
移動支援事業（年間）							
移動支援事業 (1か月当たり)	利用者数	422 人	413 人	418 人	423 人	428 人	433 人
	延利用時間	5,388 時間	5,560 時間	5,547 時間	5,535 時間	5,522 時間	5,509 時間
	事業所数	75 箇所	73 箇所	74 箇所	74 箇所	74 箇所	74 箇所
ゆうあい福祉 バス運行事業	実利用者数	1,632 人	2,492 人	2,990 人	3,100 人	3,100 人	3,100 人
障害児等療育支援事業 (年間)	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
福祉ホーム事業 (年間)	利用者数	31 人	31 人	31 人	31 人	31 人	31 人
	実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
訪問入浴サービス事業 (年間)	延利用者数	3,266 人	3,050 人	3,263 人	3,157 人	3,157 人	3,157 人
	事業所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
日中一時支援事業 (1か月当たり)	利用者数	280 人	262 人	270 人	298 人	298 人	298 人
	事業所数	49 箇所	51 箇所	55 箇所	55 箇所	55 箇所	55 箇所
スポーツ・レクリエーション教室開催等（年間）							
身体障害者 スポーツ大会 知的障害者 スポーツ大会 身体障害者1日 レクリエーション 知的障害者レクリ エーション教室	参加者数	中止	204 人	238 人	200 人	200 人	200 人
		中止	中止	579 人	600 人	600 人	600 人
		291 人	331 人	379 人	330 人	330 人	330 人
		134 人	329 人	60 人	60 人	60 人	60 人
自動車運転免許取得・自動車改造助成（年間）							
自動車運転 免許取得 自動車改造	助成件数	7 件	8 件	8 件	8 件	8 件	8 件
		17 件	16 件	19 件	22 件	22 件	22 件

		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		実績	実績	見込	計画	計画	計画	
更生訓練費支給事業 (1か月当たり)	利用者数	215人	191人	201人	201人	201人	201人	
意思疎通支援事業(年間)								
手話通訳者派遣事業	派遣回数	3,478回	3,308回	3,252回	3,350回	3,350回	3,350回	
要約筆記者派遣事業		306回	385回	432回	400回	400回	400回	
手話通訳者 設置事業	配置人数	7人	7人	7人	7人	7人	7人	
手話奉仕員養成研修事業(年間)								
入門編	修了者数	88人	73人	83人	65人	83人	65人	
基礎編		62人	80人	67人	72人	57人	72人	
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業(年間)								
手話 通訳者 養成 講座	通訳Ⅰ	修了者数	26人	21人	30人	25人	25人	25人
	通訳Ⅱ		18人	27人	15人	23人	23人	23人
	通訳Ⅲ		24人	19人	16人	20人	20人	20人
	要約筆記者養成講座		7人	7人	7人	6人	10人	10人
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業 (年間)	派遣回数	118回	97回	96回	200回	200回	300回	
点字・声の広報(1か月当たり)								
点字版	作成部数	220部	220部	220部	220部	220部	220部	
音声版		230本	230本	230本	230本	230本	230本	
地域活動支援センター事業(年間)								
Ⅰ型	利用者数 (市内)	2,011人	2,107人	2,345人	2,535人	2,740人	2,962人	
	利用者数 (市外)	143人	173人	213人	223人	233人	243人	
	実施箇所数 (市内)	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
	実施箇所数 (市外)	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
Ⅱ型	利用者数 (市内)	1,448人	1,365人	1,310人	1,279人	1,279人	1,279人	
	実施箇所数 (市内)	7か所	7か所	6か所	6か所	6か所	6か所	
Ⅲ型	利用者数 (市内)	404人	500人	523人	598人	598人	598人	
	実施箇所数 (市内)	2ヶ所	2か所	2ヶ所	2か所	2か所	2か所	
巡回支援専門員 整備事業 (年間)	配置人数	7人	7人	7人	6人	6人	6人	
	相談者数	1,598人	1,515人	1,370人	1,370人	1,370人	1,370人	
	巡回回数	503回	395回	640回	640回	640回	640回	

資料4 計画策定に係る障害者等実態調査概要

1 調査目的

本調査は、鹿児島市障害福祉計画第7期計画、鹿児島市障害児福祉計画第3期計画の策定に当たり、地域における障害者等の日常生活の実情や障害福祉サービス等に係る利用意向を把握するため、アンケート方式による調査を実施した。

2 調査時期

令和5年8月3日（木）～令和5年8月22日（火）

3 調査の種類

（1）身体障害者調査

身体障害者手帳所持者の中から障害の種類別に無作為に抽出し、郵送による配付・回収及びインターネットによる回収を行った。

- 調査件数 2,200件
- 回収件数 961件（郵送742件、インターネット219件）
- 回収率 43.7%

（2）知的障害者調査

療育手帳所持者の中から無作為に抽出し、郵送による配付・回収及びインターネットによる回収を行った。

- 調査件数 1,200件
- 回収件数 579件（郵送506件、インターネット73件）
- 回収率 48.2%

（3）精神障害者調査

精神障害者保健福祉手帳所持者の中から無作為に抽出し、郵送による配付・回収及びインターネットによる回収を行った。

【郵送配布分】

- 調査件数 700件
- 回収件数 277件（郵送206件、インターネット71件）
- 回収率 39.6%

【医療機関等設置分】

- 調査件数 300件
- 回収件数 31件（郵送27件、インターネット4件）
- 回収率 10.3%

(4) 難病患者調査

特定医療費（指定難病）受給者証所持者の中から無作為に抽出し、郵送による配付・回収及びインターネットによる回収を行った。

- 調査件数 550件
- 回収件数 285件（郵送231件、インターネット54件）
- 回収率 51.8%

(5) 障害児通所支援事業利用者調査

障害児通所支援事業利用者の中から無作為抽出し、郵送による配付・回収及びインターネットによる回収を行った。

- 調査件数 550件
- 回収件数 249件（郵送149件、インターネット100件）
- 回収率 45.3%

(6) 合計

- 調査件数 5,500件
- 回収件数 2,382件（郵送1,861件、インターネット521件）
- 回収率 43.3%

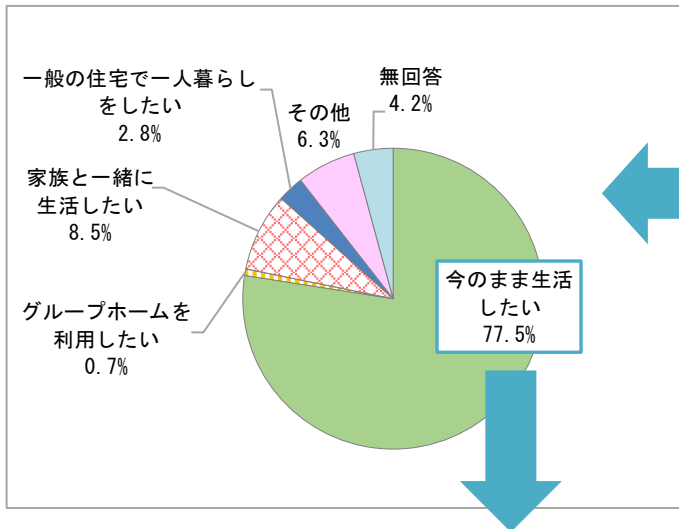
4 集計上の留意点

- 1 集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合がある。
- 2 複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合がある。

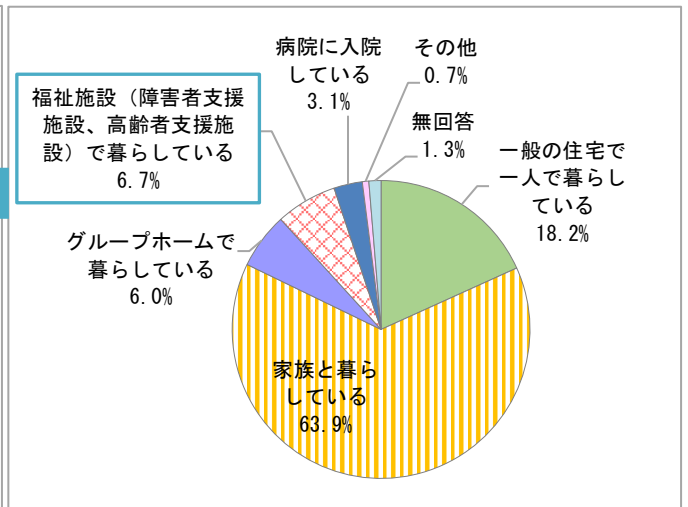
地域生活への移行支援について

【現在、福祉施設で暮らしていると回答した方】

(問) 今後3年以内に、地域で生活したいと思いませんか。

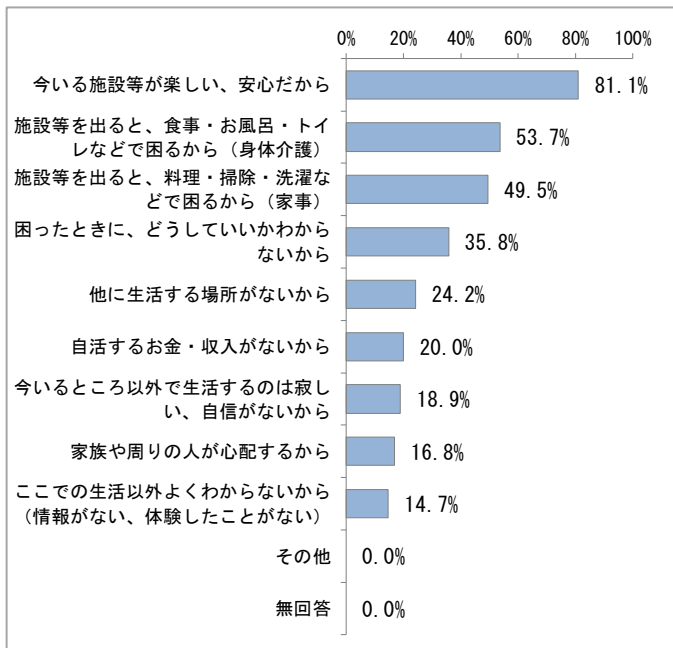


(問) 現在どのように暮らしていますか。



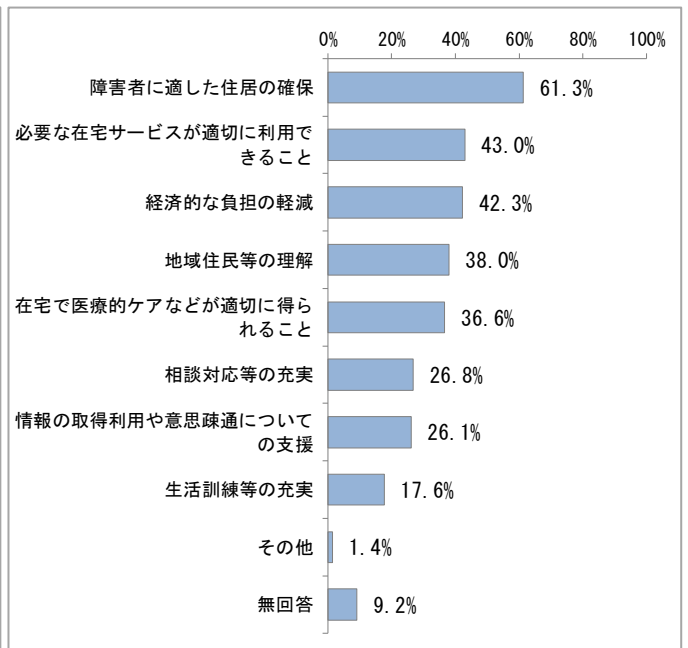
【今後も福祉施設で暮らし続けたいと回答した方】

(問) 今のままの生活を続けたいと思う理由は何ですか。



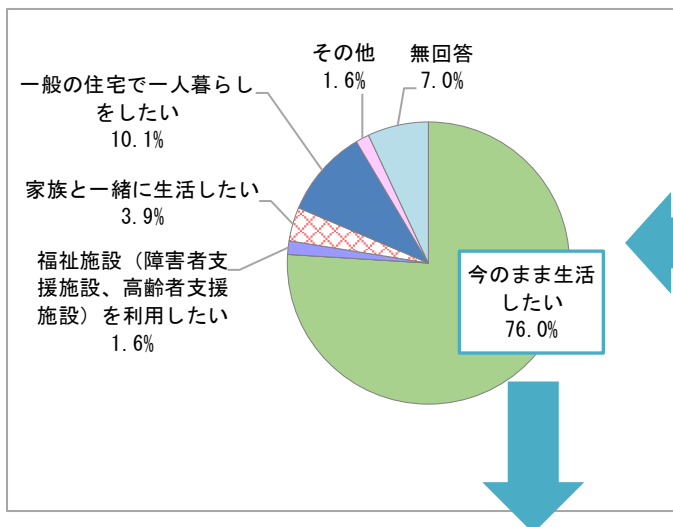
【現在、福祉施設で暮らしていると回答した方】

(問) 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いませんか。

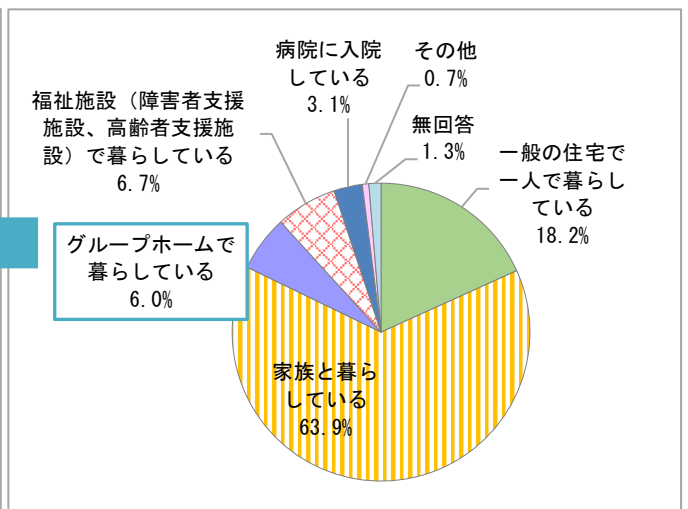


- 本市の障害がある方の約8割（82.1%）は、家族と同居または単身で、一般の住宅で生活しているが、福祉施設で暮らしている方（6.7%）のうち、7割以上（77.5%）は「今のまま生活したい」と希望している。また約1割（8.5%）が「家族と一緒に生活したい」としている。
- 福祉施設で生活し続けたい理由として「今いる施設が楽しい、安心だから」や「食事・お風呂・トイレ」、「料理・掃除・洗濯」、などで困るといった、身体介護や家事などで不安を感じている方が多くみられる。
- 地域で生活するために必要だと思える支援は、「障害者に適した住居の確保」や「在宅サービスが適切に利用できること」、「経済的な負担の軽減」などの支援とともに、「地域住民の理解」などの支援も求められている。

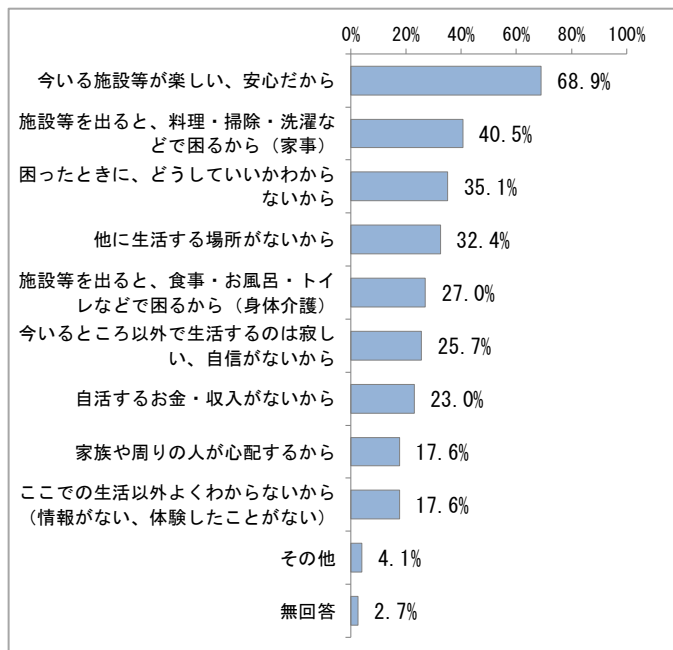
【現在、グループホームで暮らしていると回答した方】
 (問) 今後3年以内に、地域で生活したいと思えますか。



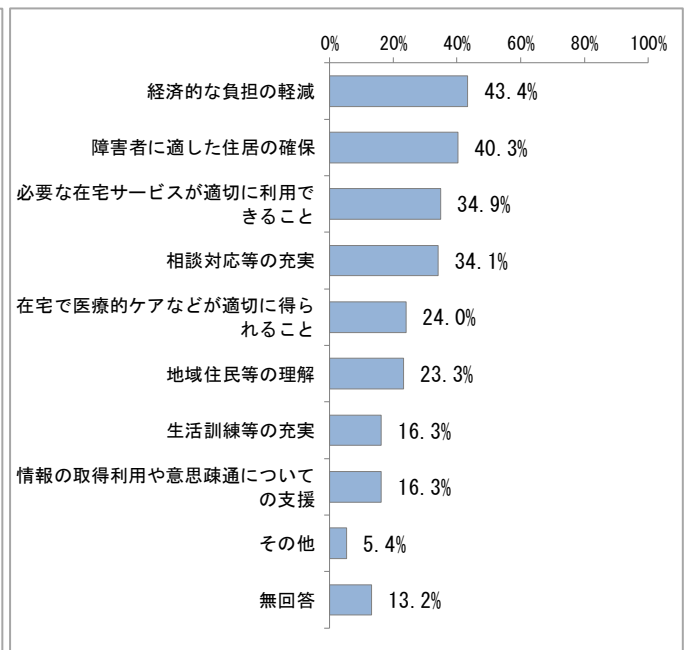
(問) 現在どのように暮らしていますか。



【今後もグループホームで暮らし続けたいと回答した方】
 (問) 今のままの生活を続けたいと思う理由は何ですか。



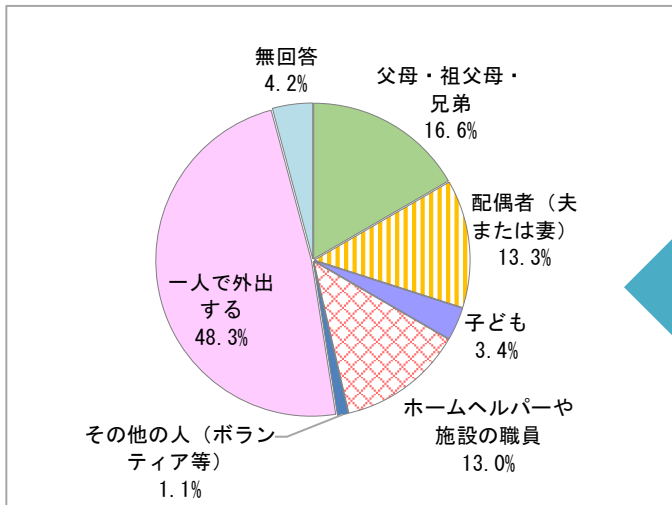
【現在、グループホームで暮らしていると回答した方】
 (問) 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思えますか。



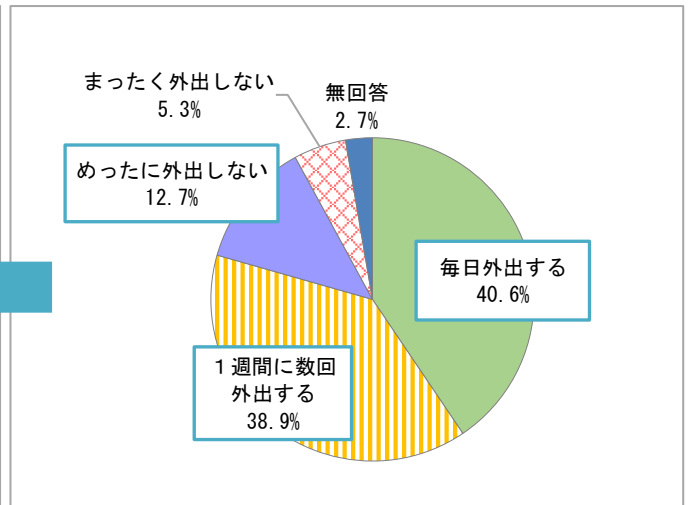
- グループホームで暮らしている方（全体の6.0%）のうち、7割以上（76.0%）は「今のまま生活したい」と希望している。また約1割（10.1%）は「一般の住宅で一人暮らしをしたい」としている。
- グループホームで生活を続けたい理由として「今いる施設が楽しい、安心だから」や「料理・掃除・洗濯などで困るから」、「困ったときに、どうしていいかわからないから」といった方が多くみられる。
- 地域で生活するために必要だと思える支援は、「経済的な負担の軽減」や「障害者に適した住居の確保」、「在宅サービスが適切に利用できること」、などの支援とともに、「相談対応等の充実」などの、グループホーム利用者や家族などの不安の解消も求められている。

外出の支援

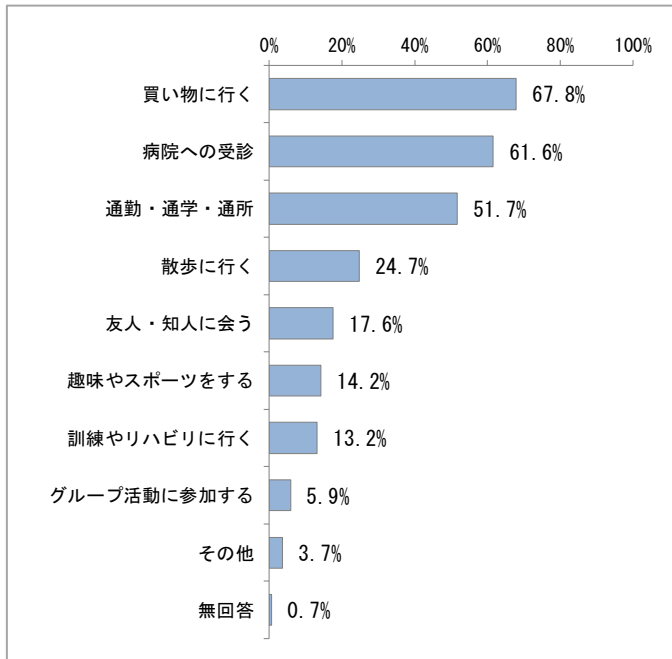
(問) 外出する際の主な同伴者は誰ですか。



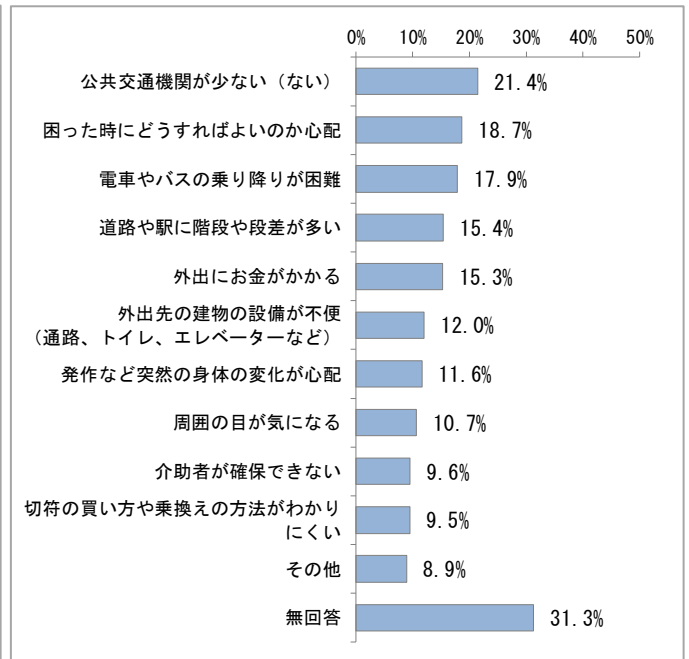
(問) 1週間にどの程度外出しますか。



(問) どのような目的で外出することが多いですか。



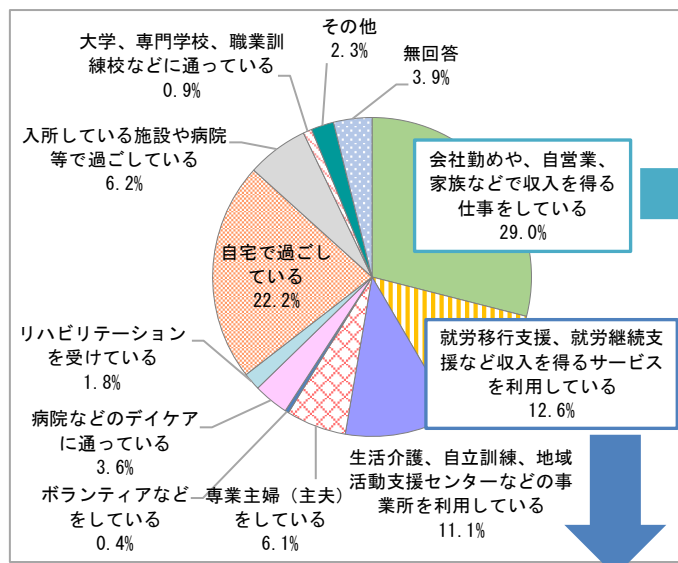
(問) 外出する時に困ること（外出しない理由）は何ですか。



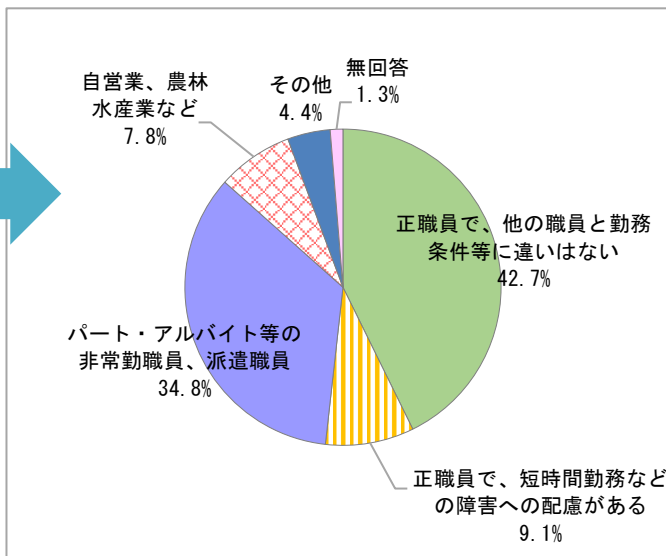
- 「どの程度外出しますか」では、「毎日」が40.6%と最も高く、次いで「1週間に数回」が38.9%
- 「同伴者」では、「一人で外出」が48.3%と最も高く、次いで「父母・祖父母・兄弟」が16.6%
- 「外出する目的」では、「買い物に行く」が67.8%と最も高く、次いで「病院への受診」が61.6%、「通勤・通学・通所」が51.7%
- 「外出する時に困ること（外出しない理由）」では、「公共交通機関が少ない（ない）」が21.4%と最も高く、次いで「困った時にどうすればよいのか心配」が18.7%、「電車やバスの乗り降りが困難」が17.9%
- 障害がある方が、買い物や病院受診、通勤・通学・通所などの機会においても、1人で行動する事が多く、「困った時」の心配が、外出を控える要因となっている。
- また、公共交通機関の少なさや電車、バスの乗り降りなど「移動」における困り事や不安を感じる回答が多く、安心して気軽に利用しやすい公共交通や、移動の支援が求められている。

就労の支援

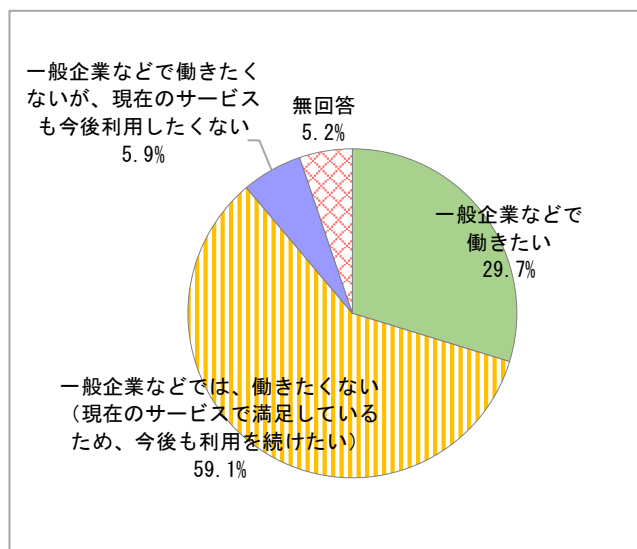
(問) 平日の日中を主にどのように過ごしていますか。



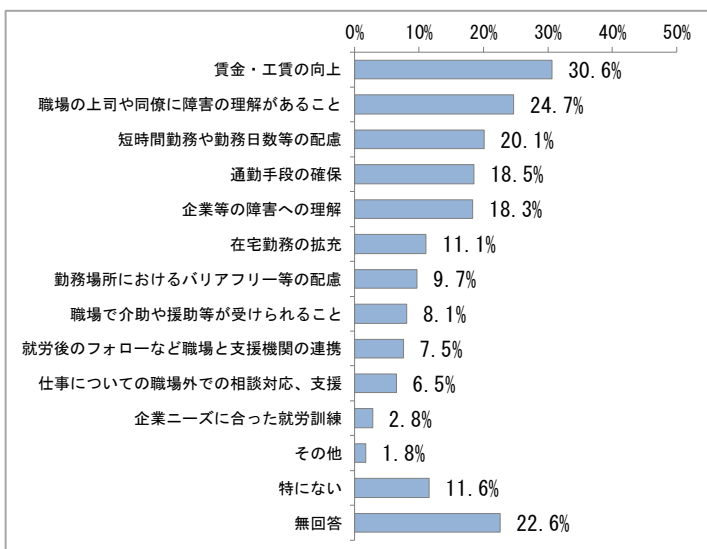
(問) どのような勤務形態で働いていますか。



(問) 今後、一般企業などで働きたいと思いませんか。



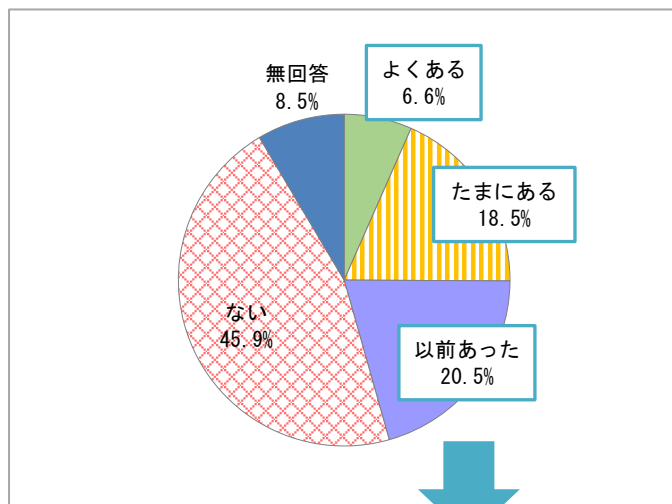
(問) 就労支援に特にどのようなことが必要だと思いますか。



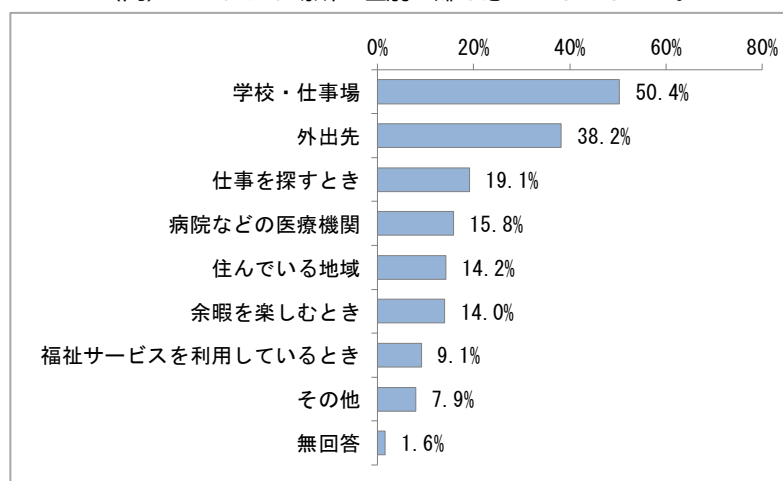
- 「日中の過ごし方」では、29.0%が一般就労をしており、「勤務形態」では、「正職員で、他の職員と勤務条件等に違いはない」が 42.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 34.8%
- 12.6%が就労系障害福祉サービスを利用しており、「一般企業等への就労希望」では、「現在のサービスで満足しているため、今後も利用を続けたい」が 59.1%と最も高く、次いで「一般企業等で働きたい」が 29.7%
- 「就労支援に必要なと思うこと」では、「賃金・工賃の向上」が 30.6%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 24.7%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が 20.1%
- 一般就労への移行を促進するためには、今後さらに、就労系障害福祉サービスの利用を通じて、一般就労を希望する人の増加とともに、障害者雇用における賃金の向上や障害の理解、短時間勤務等の配慮による働きやすさの向上などの職場環境づくりを通じて、一般就労の増加を図る必要がある。

差別等の状況

(問) 障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。



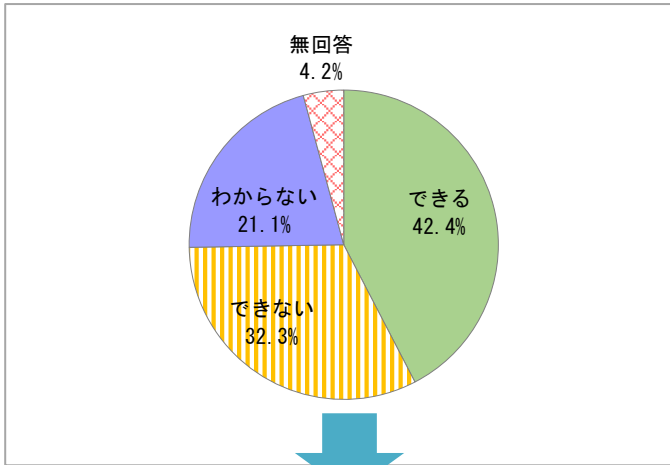
(問) どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。



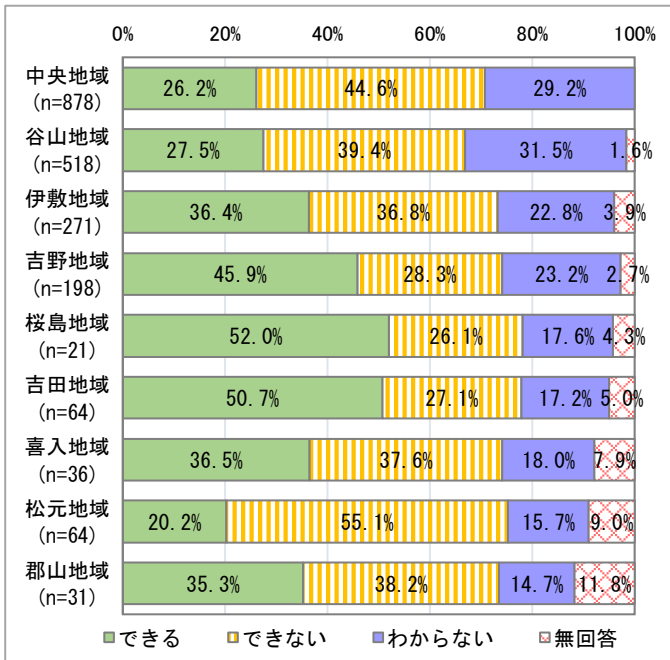
- 「障害による差別や嫌な思い」では、「ない」が45.9%と最も高く、次いで「以前あった」が20.5%、「たまにある」が18.5%、「よくある」が6.6%
- 「差別や嫌な思いをした場所」では、「学校・仕事場」が50.4%と最も高く、次いで「外出先」が38.2%、「仕事を探すとき」が19.1%
- 差別や嫌な思いをした方々は、全体の約半数(45.6%)、前回調査と比較して6.4ポイント増加
- 主な場所としては「学校・仕事場」が約半数と「外出先」が約4割を占めており、学校における福祉教育や、職場における障害者が働きやすい環境づくりの支援、市民全体に対する障害者に対する理解や合理的配慮などを促進する必要がある。

災害時の避難

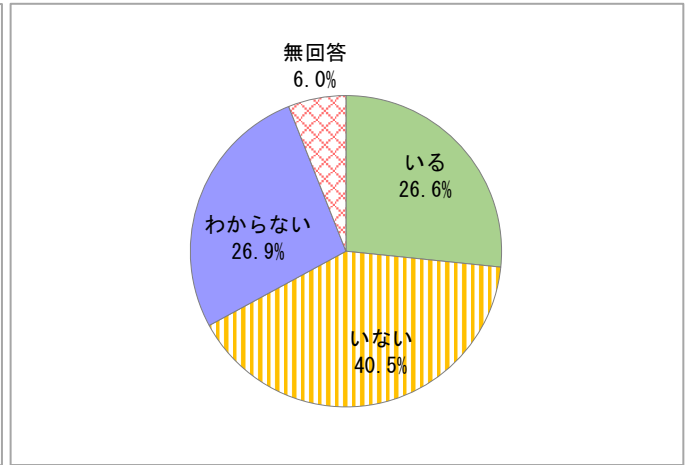
(問) 火事や地震等の災害時に1人で避難できますか。



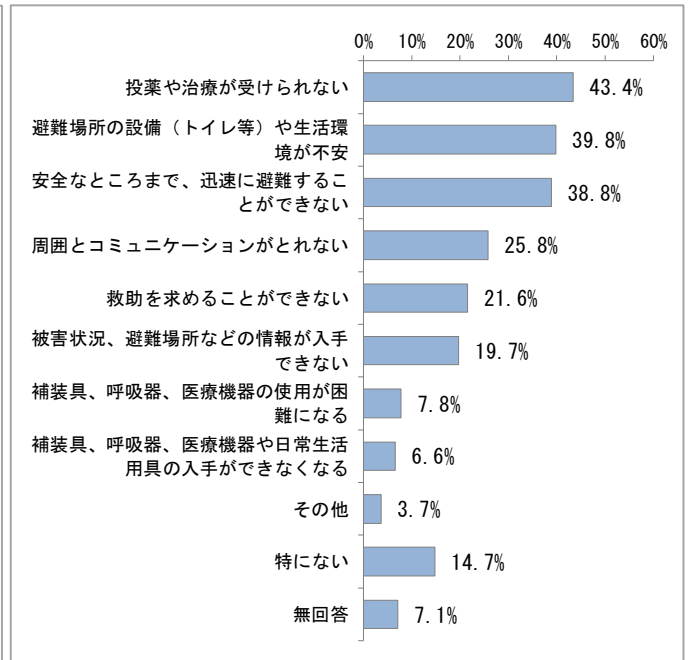
(居住地域での集計)



(問) 家族が不在の場合や1人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいますか。



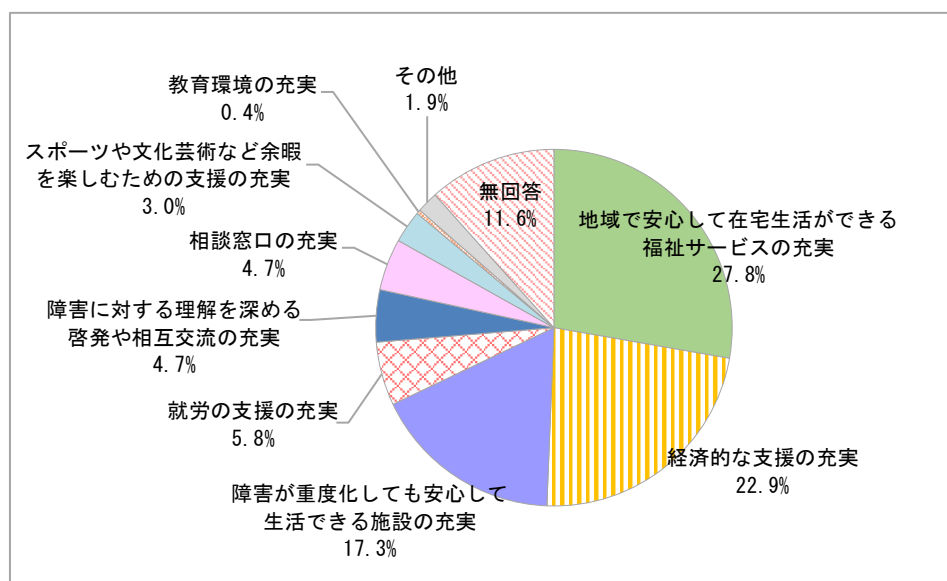
(問) 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。



- 「災害時に1人で避難できるか」では、「できない」と「わからない」という、自力での避難が困難と思われる方が、全体の半数以上(53.4%)、また、居住地域においても差がみられる。
- 家族以外で「近所に助けてくれる人がいるか」では、「いない」と「わからない」方が、全体の約7割(67.4%)であり、避難の可否に加え、避難時の支援者についても、課題がある。
- 「災害時に困ることは何ですか」では、「投薬や治療が受けられない」が43.4%と最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が39.8%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が38.8%
- 災害時の課題では、「投薬・治療」や、「避難所の設備など避難生活」、「避難方法」などに全体の約4割が不安を感じている。
- 災害時の避難では、自力避難が難しい人を把握し、避難行動要支援者名簿への掲載を進めるとともに、災害発生時には、速やかに避難所に避難できるよう、避難支援者の確保や受入施設の充実が課題である。

求められる制度・サービス等

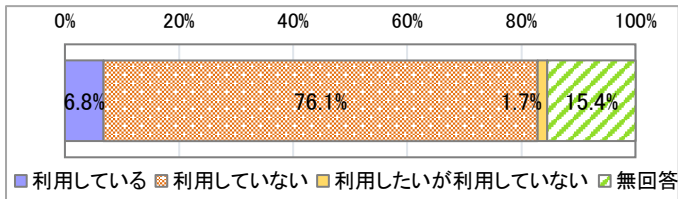
(問) 今後特にどのような制度やサービスの充実を望んでいますか。



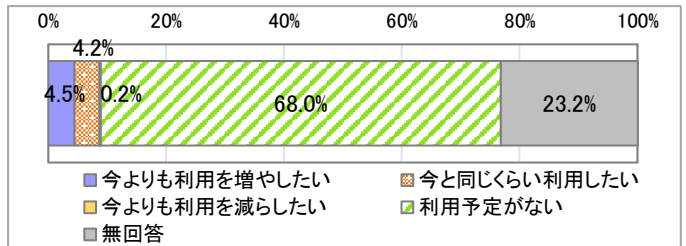
- 「今後特にどのような制度やサービスの充実を望んでいるか」では、「安心して在宅生活ができる福祉サービスの充実」が27.8%と最も高く、次いで「経済的な支援の充実」が22.9%、「重度化しても安心して生活できる施設の充実」が17.3%
- 入所施設等から地域生活への移行などの「在宅サービスの充実」や「経済的な支援」とともに、障害の重度化・高齢化に対応できる「施設サービスの充実」が求められている。

サービスの利用状況・見込

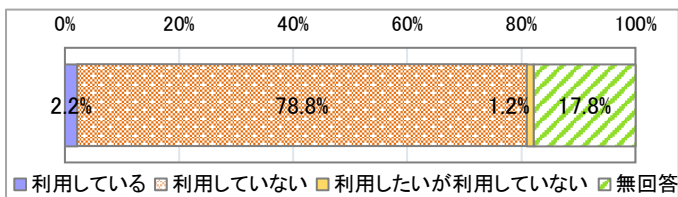
(問) 居宅介護（ホームヘルプ）を利用していますか。



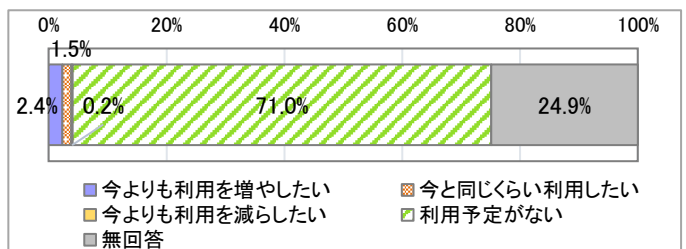
(問) 居宅介護（ホームヘルプ）の利用予定がありますか。



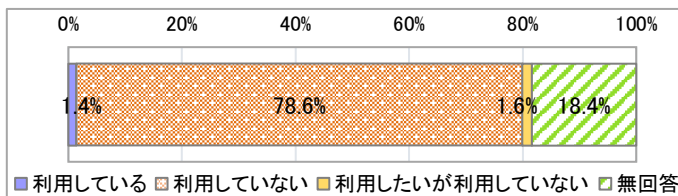
(問) 重度訪問介護を利用していますか。



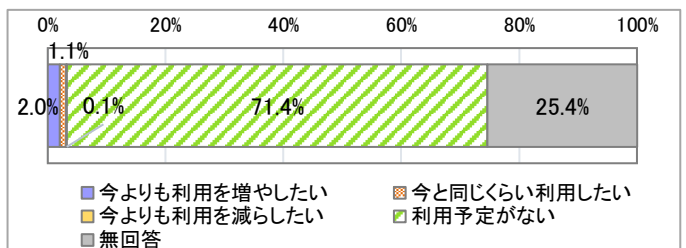
(問) 重度訪問介護の利用予定がありますか。



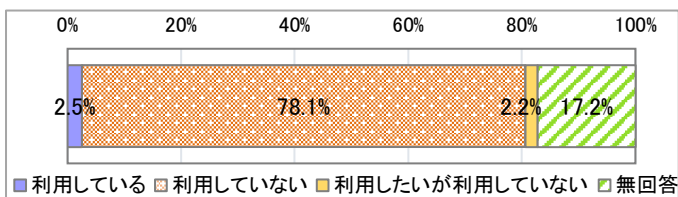
(問) 同行援護を利用していますか。



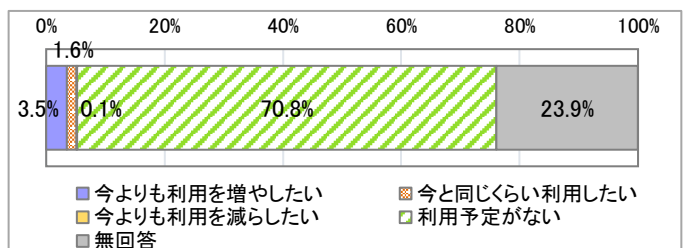
(問) 同行援護の利用予定がありますか。



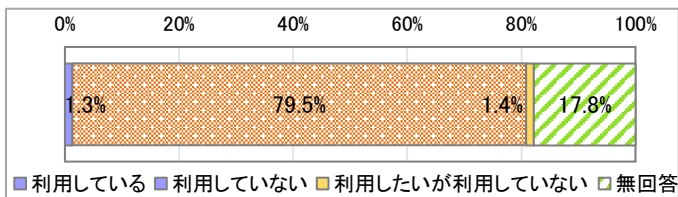
(問) 行動援護を利用していますか。



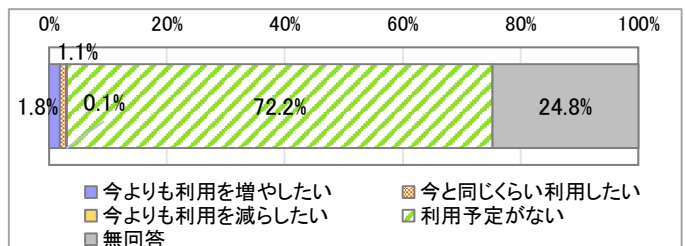
(問) 行動援護の利用予定がありますか。



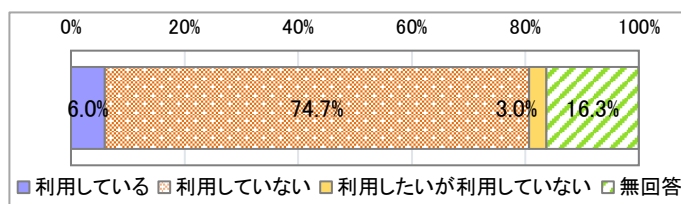
(問) 重度障害者等包括支援を利用していますか。



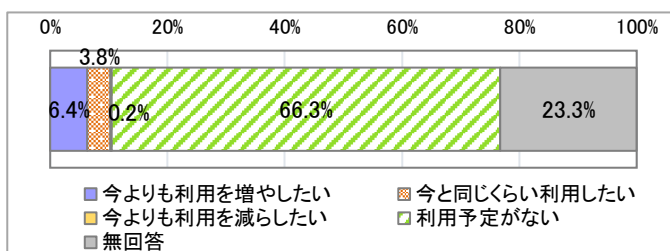
(問) 重度障害者等包括支援の利用予定がありますか。



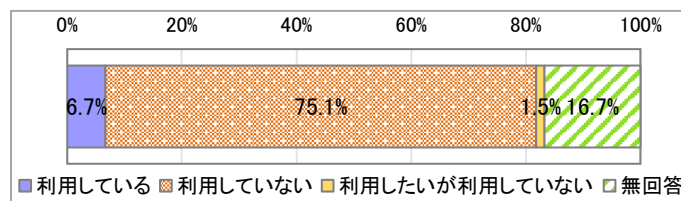
(問) 移動支援を利用していますか。



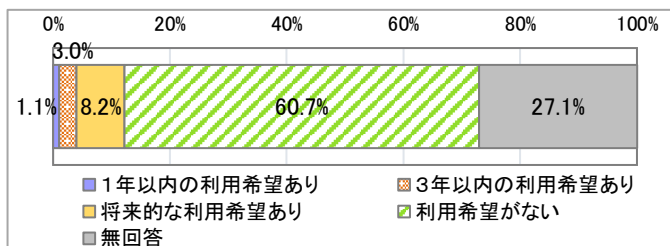
(問) 移動支援の利用予定がありますか。



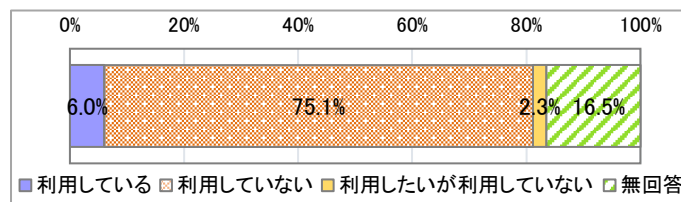
(問) 施設入所支援を利用していますか。



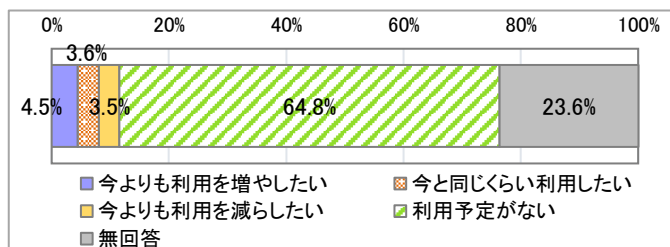
(問) 施設入所支援の利用予定がありますか。



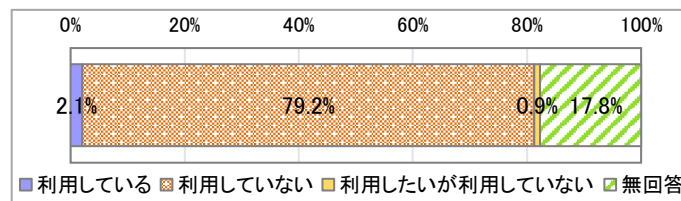
(問) 短期入所（ショートステイ）を利用していますか。



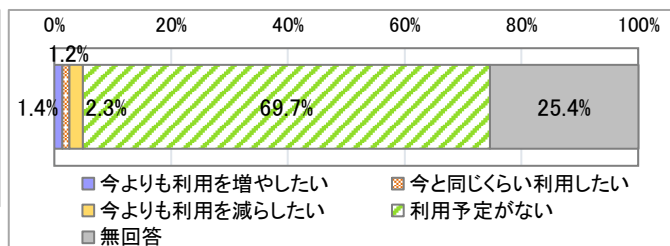
(問) 短期入所（ショートステイ）の利用予定がありますか。



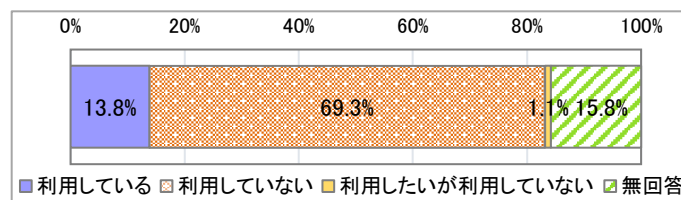
(問) 療養介護を利用していますか。



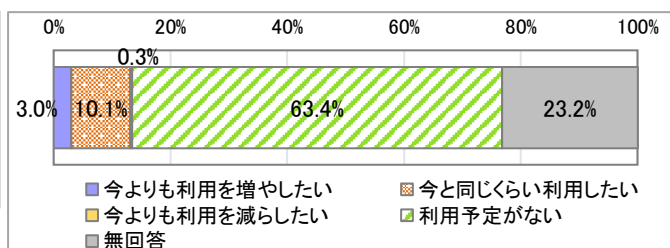
(問) 療養介護の利用予定がありますか。



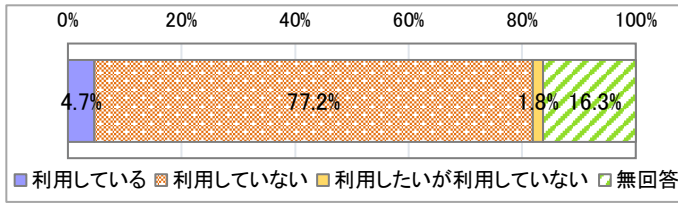
(問) 生活介護を利用していますか。



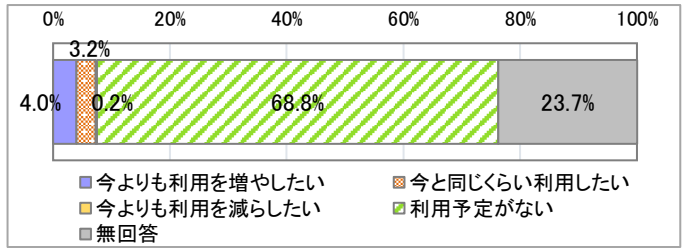
(問) 生活介護の利用予定がありますか。



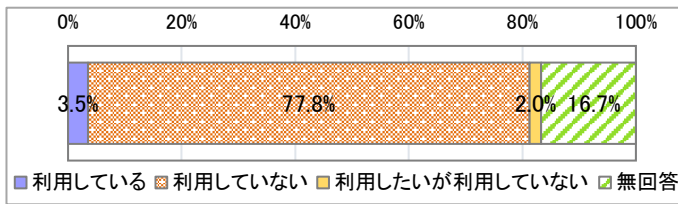
(問) 日中一時支援を利用していますか。



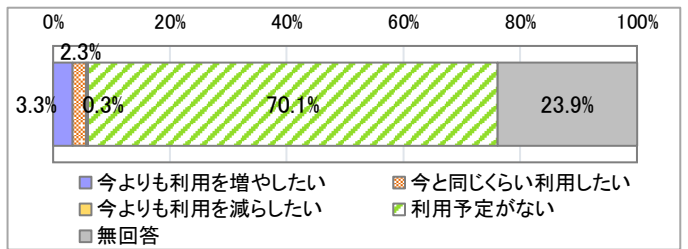
(問) 日中一時支援の利用予定がありますか。



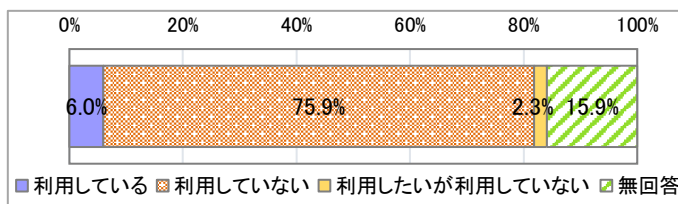
(問) 自立生活援助を利用していますか。



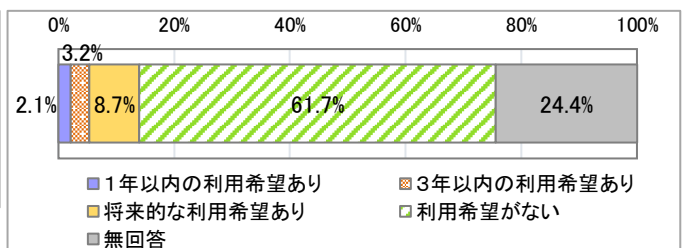
(問) 自立生活援助の利用予定がありますか。



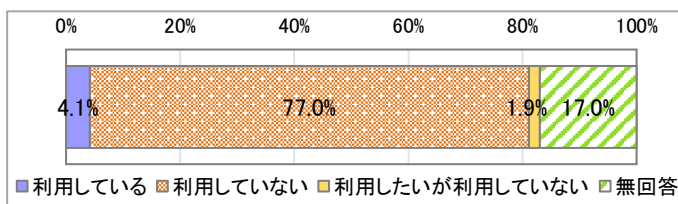
(問) 共同生活援助（グループホーム）を利用していますか。



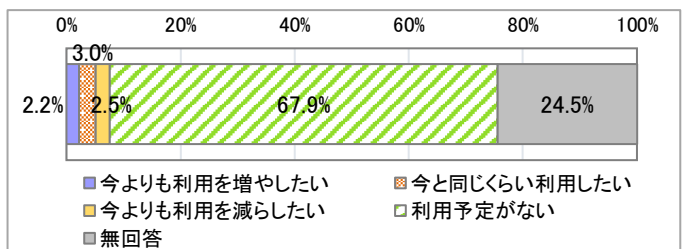
(問) 共同生活援助（グループホーム）の利用予定がありますか。



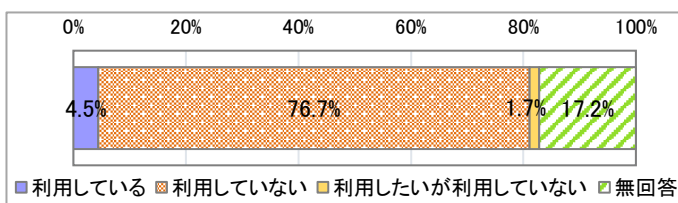
(問) 自立訓練（機能訓練、生活訓練）を利用していますか。



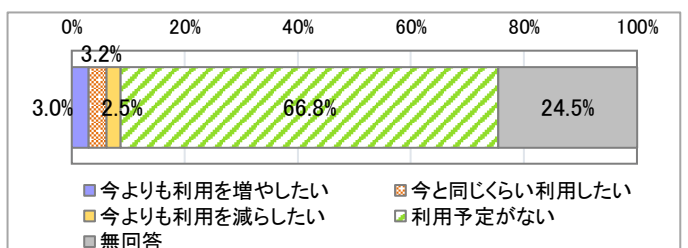
(問) 自立訓練（機能訓練、生活訓練）の利用予定がありますか。



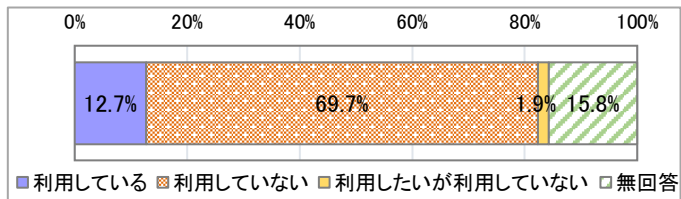
(問) 就労移行支援を利用していますか。



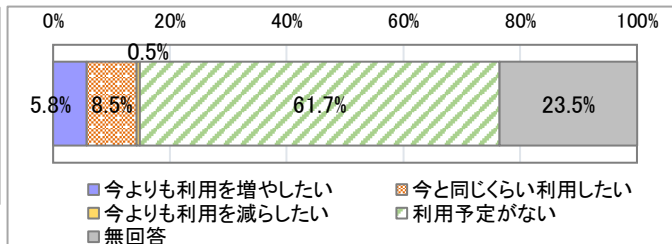
(問) 就労移行支援の利用予定がありますか。



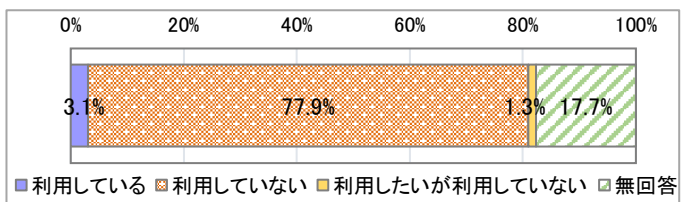
(問) 就労継続支援 (A型、B型) を利用していますか。



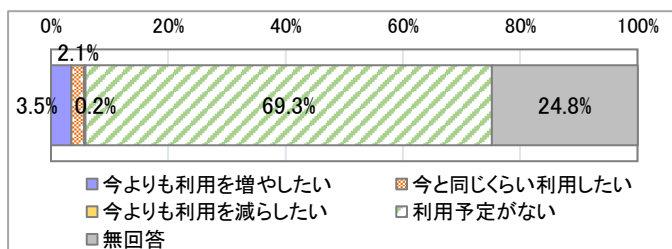
(問) 就労継続支援 (A型、B型) の利用予定がありますか。



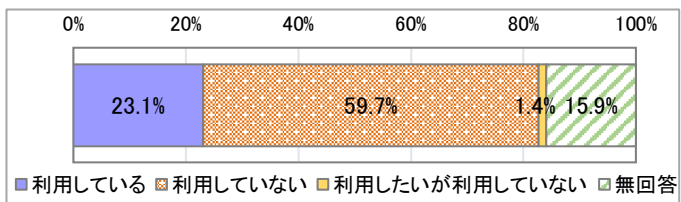
(問) 就労定着支援を利用していますか。



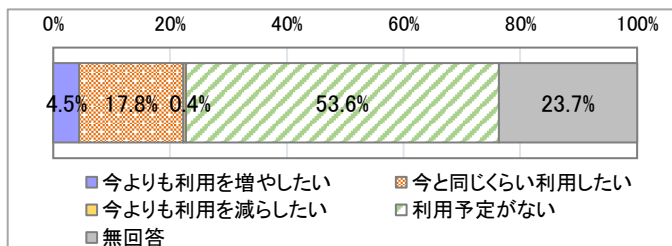
(問) 就労定着支援の利用予定がありますか。



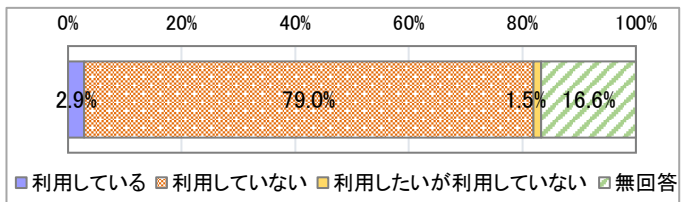
(問) 計画相談支援を利用していますか。



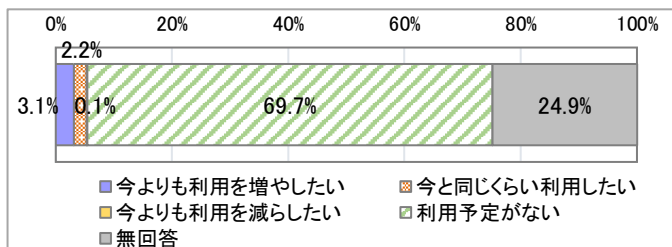
(問) 計画相談支援の利用予定がありますか。



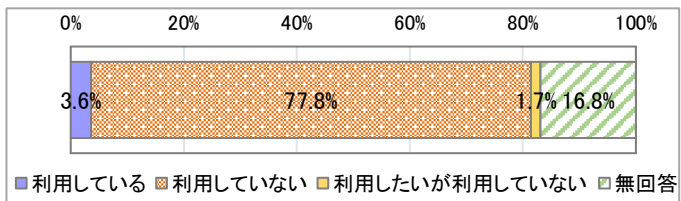
(問) 地域移行支援を利用していますか。



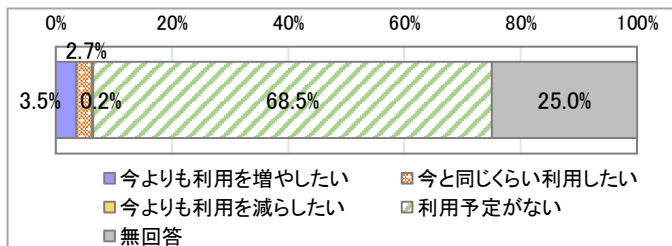
(問) 地域移行支援の利用予定がありますか。



(問) 地域定着支援を利用していますか。

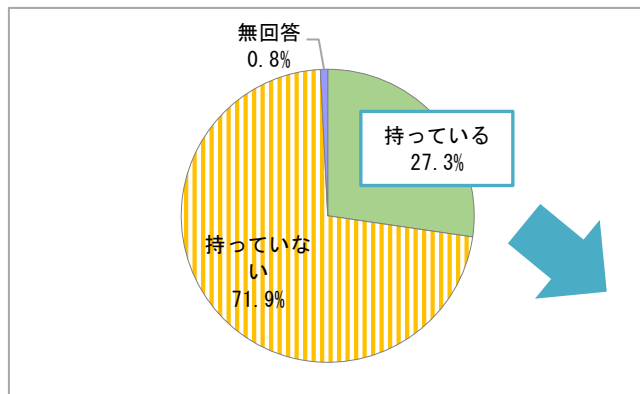


(問) 地域定着支援の利用予定がありますか。

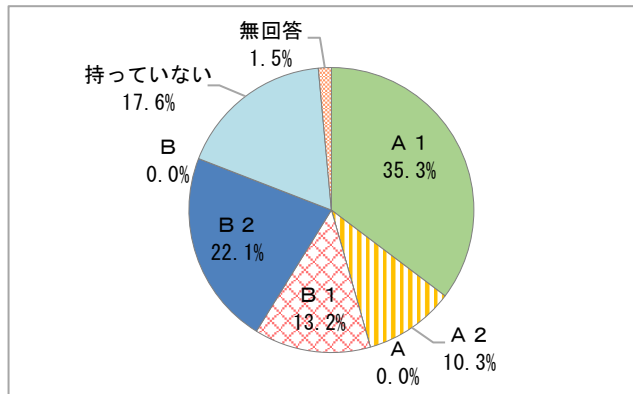


障害者手帳の状況（障害児通所支援の利用者）

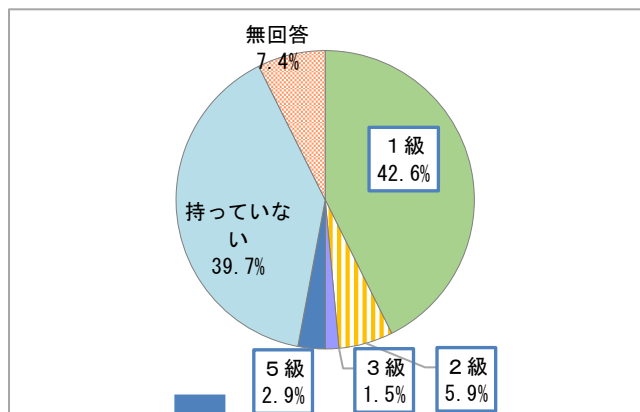
（問）障害者手帳を持っていますか。



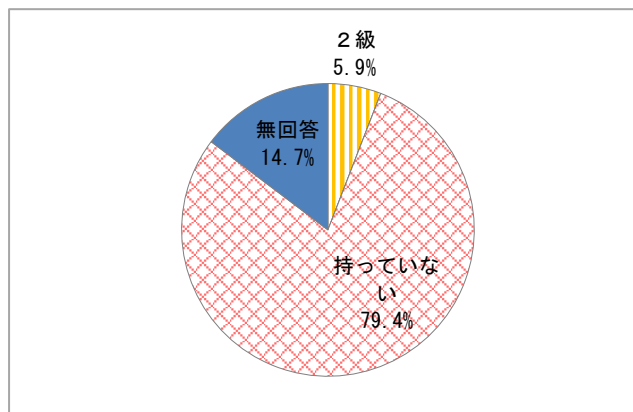
（問）療育手帳の等級



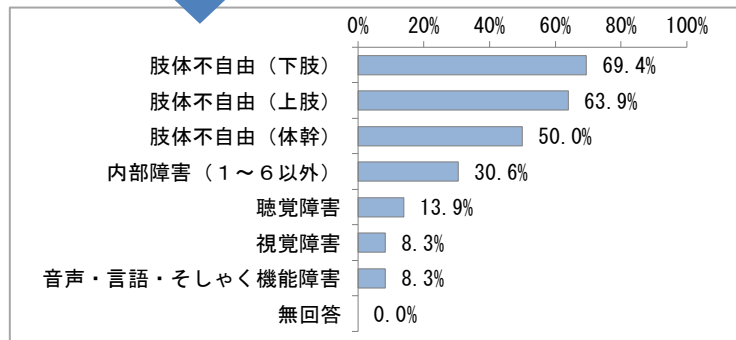
（問）身体障害者手帳の等級



（問）精神障害者保健福祉手帳の等級



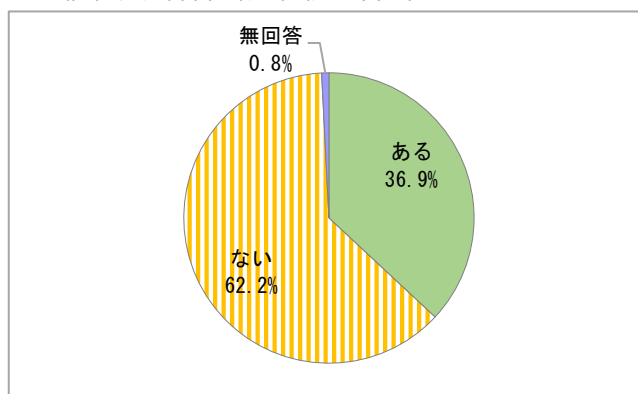
（問）身体障害の内容



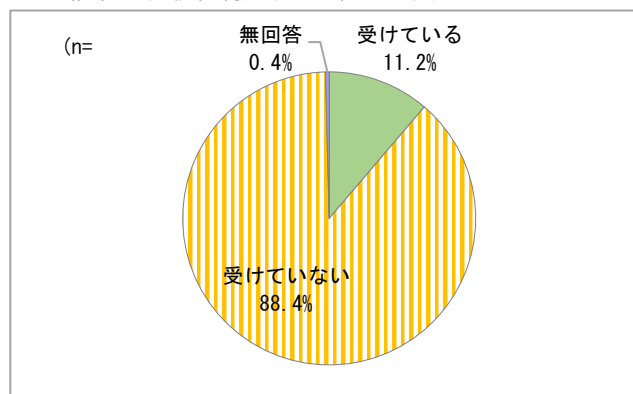
- 「療育手帳の等級」では、「A 1」が35.3%と最も高く、次いで「B 2」が22.1%、「B 1」が13.2%
- 「精神障害者手帳の等級」では、「2級」が5.9%
- 「身体障害者手帳の等級」では「1級」が42.6%と最も多く、「身体障害の内容」としては「肢体不自由」の回答が上位を占めている。
- 手帳は、保護者の任意での取得となるため、子どもが手帳取得の対象であった場合でも、重度の場合を除き、未診断や未取得者も多いと思われる。

診断・疾患認定の状況（障害児通所支援の利用者）

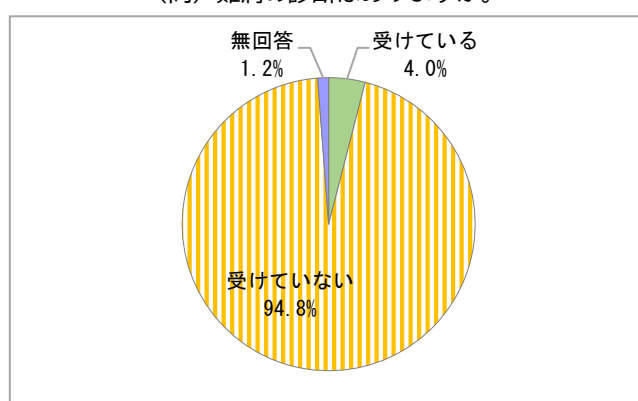
（問）発達障害の診断（疑い含む）はありますか。



（問）小児慢性特定疾患の認定を受けていますか。



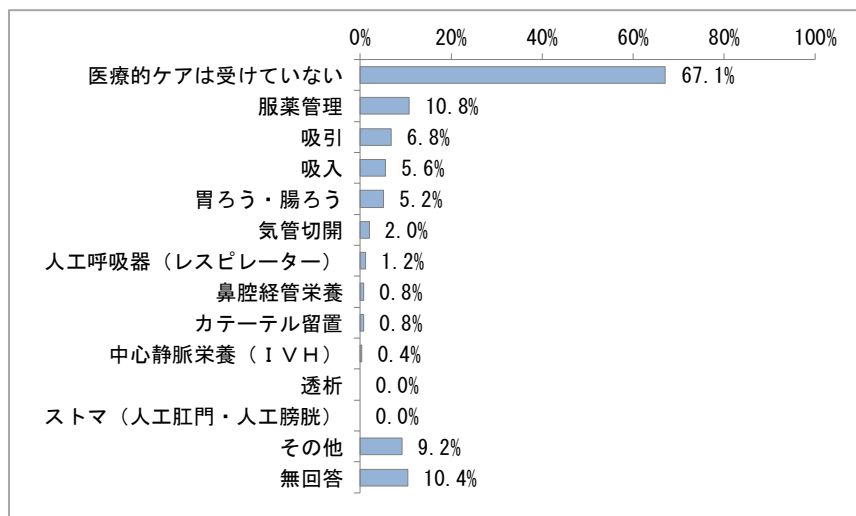
（問）難病の診断はありますか。



- 「発達障害の診断（疑い含む）」では、「ない」が62.2%、「ある」が36.9%
- 「難病の診断」では、「受けていない」が94.8%、「受けている」が4.0%
- 「小児慢性特定疾患の認定」では、「受けていない」が88.4%、「受けている」が11.2%

医療的ケアの状況（障害児通所支援の利用者）

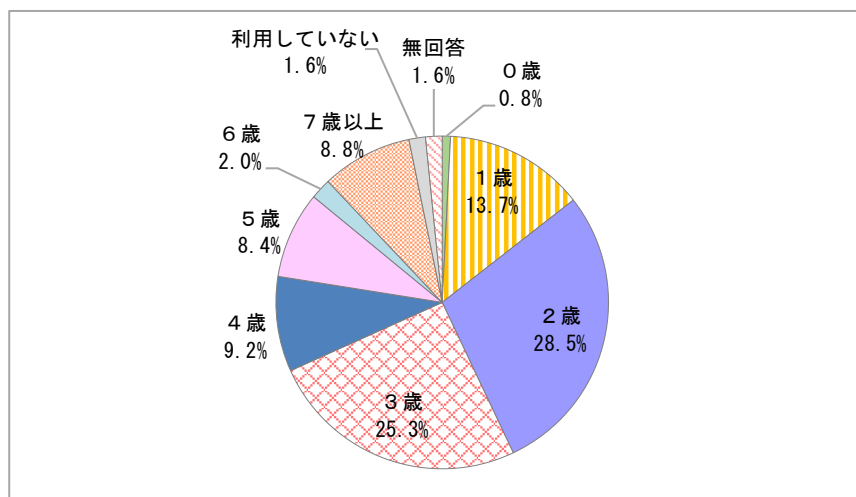
（問）現在受けている医療ケアを教えてください。



- 「医療的ケア」では、「受けていない」が67.1%と最も高く、次いで「服薬管理」が10.8%、「吸引」が6.8%

障害児通所支援 サービス利用状況

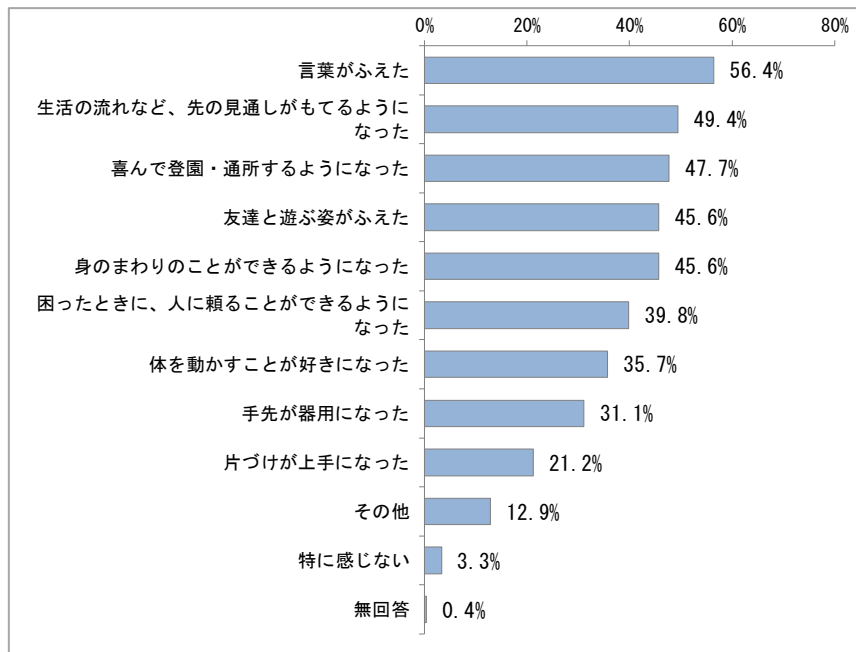
（問）児童発達支援・放課後等デイサービス等を何歳から利用していますか。



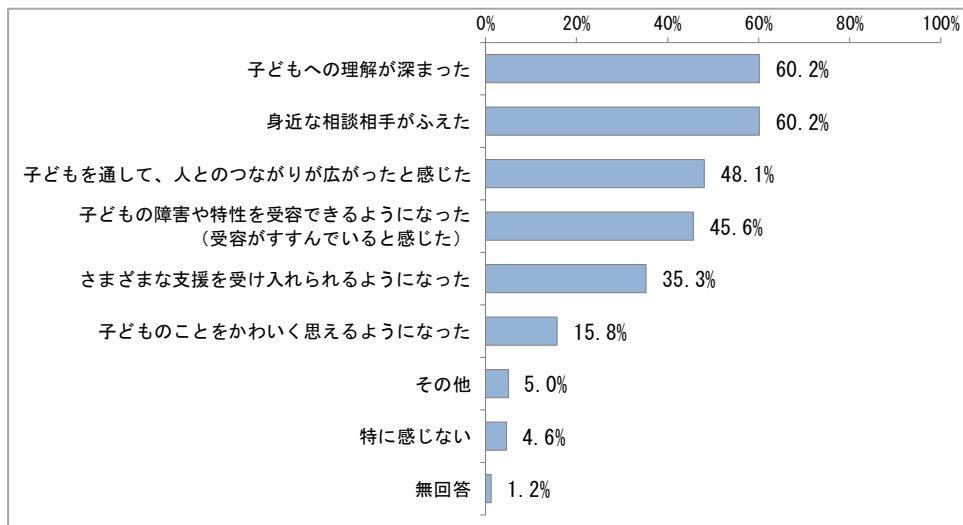
- 「障害児通所支援の利用時期」では、「2歳から」が28.5%と最も高く、次いで「3歳から」が25.3%、「1歳から」が13.7%
- 「2歳～3歳」が約半数（53.8%）を占めており、1歳半や3歳の「乳幼児健康診査」の受診を契機に助言等を受け、利用を開始することが多いと思われる。

療育による親子の変化

(問) 療育によって、子どもの成長や変化などがありましたか。



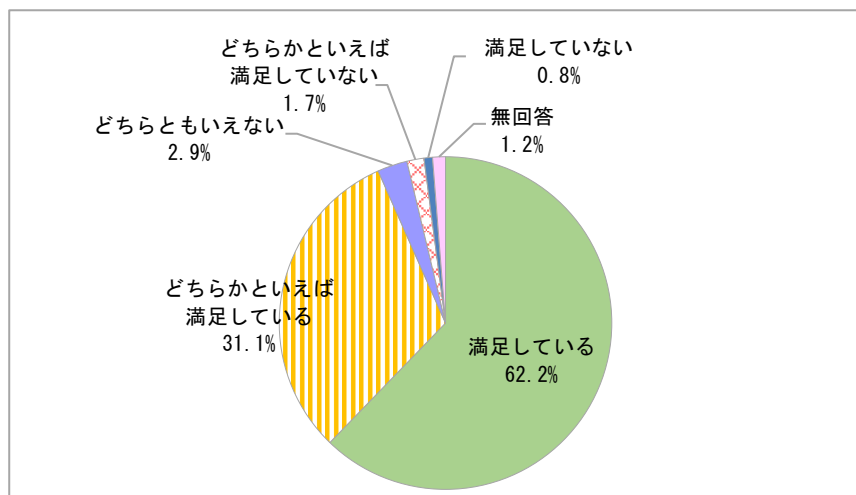
(問) 子どもが療育を受けることによって、保護者自身に変化などがありましたか。



- 療育による「子どもの成長や変化」では、「言葉がふえた」が56.4%と最も高く、次いで「生活の流れなど、先の見通しがもてるようになった」が49.4%、「喜んで登園・通所するようになった」が47.7%
- 療育による「保護者の変化」では、「子どもへの理解が深まった」、「身近な相談相手がふえた」がともに60.2%と最も高く、次いで「子どもを通して、人とのつながりが広がったと感じた」が48.1%
- 「子ども」と「保護者」の双方で、前向きな成長や変化を感じられるよう、療育事業のさらなる充実が必要である。

療育の満足度

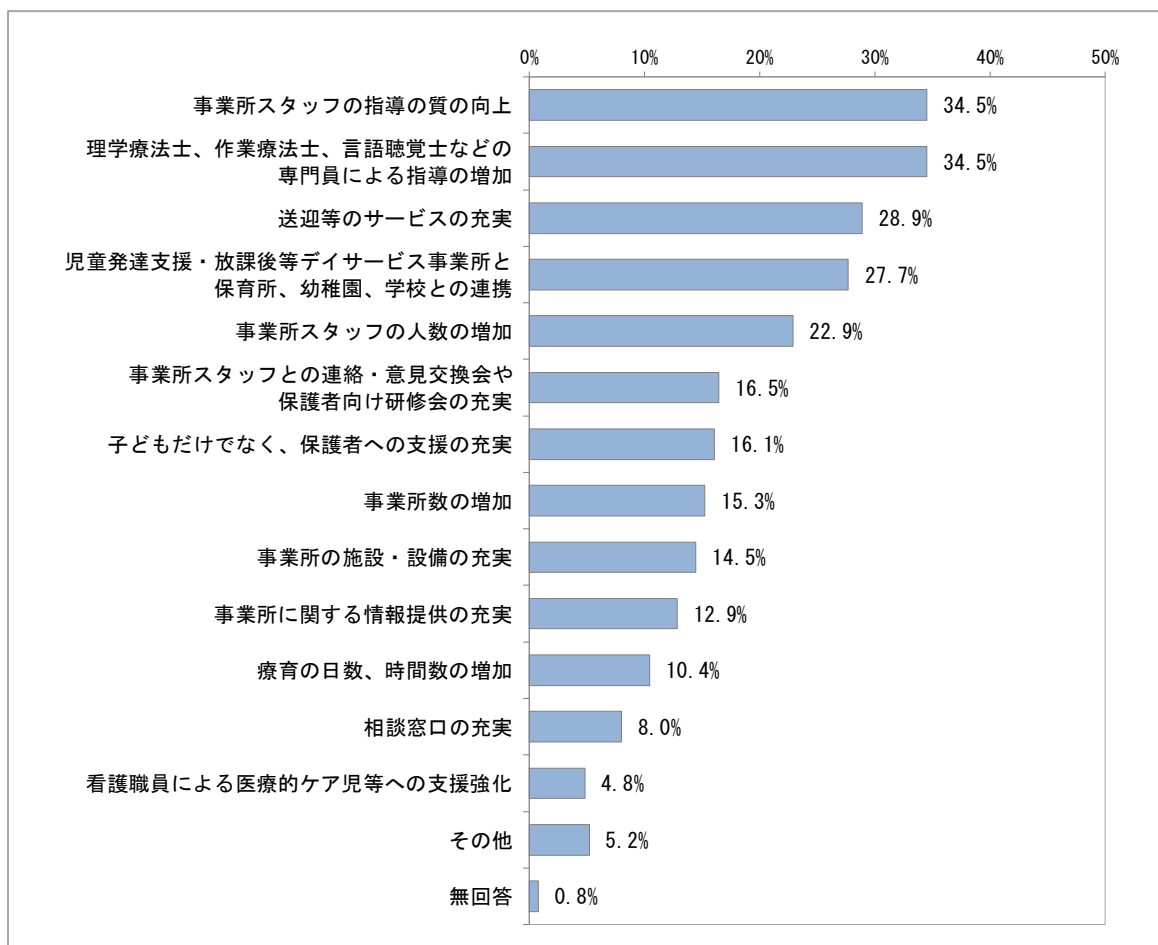
(問) 現在受けている療育について、どのように感じていますか。



- 「療育について感じる事」では、「満足している」が 62.2%と最も高く、次いで「どちらかといえば満足している」が 31.1%
 - 現在受けている療育の満足度として、約9割（93.3%）の方が、「満足」であり、引き続き、より多くの方に療育事業の効果を感じていただけるよう、さらなる充実が必要である。
- ※ 「満足していない」・「どちらかといえば満足してない」方々の理由（自由意見）
- 「満足していない理由」では、「子どもに合った療育を見つけることができない」、「子どもが療育に行くのを嫌がっている」、「報告・連絡・相談、モニタリングがきちんとされていない」、「就労しながらの送迎が大変」、「コロナ禍での対応、感染症対策が不十分」など。

療育の充実のために必要なこと

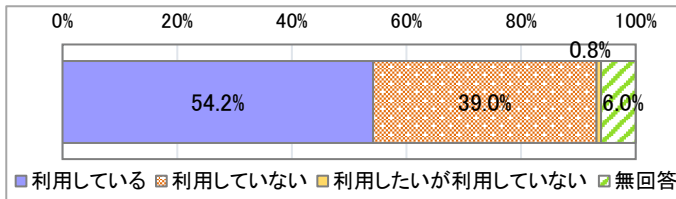
(問) 今後、本市の療育を充実させるために、どのようなことが特に必要と思いますか。



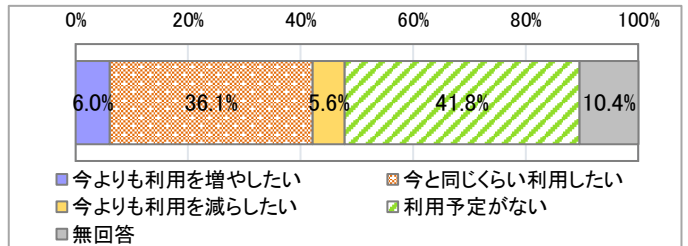
- 「療育の充実」に特に必要なことでは、「事業所スタッフの指導の質の向上」、「理学療法士などの専門員による指導の増加」がともに 34.5%と最も高く、次いで「送迎等のサービスの充実」が 28.9%

サービスの利用状況・見込

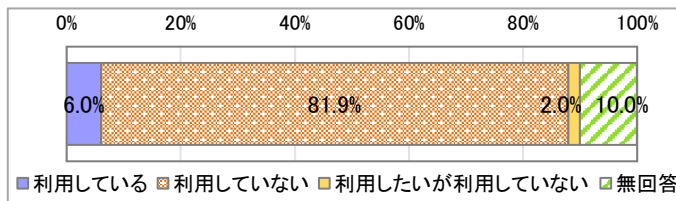
(問) 児童発達支援を利用していますか。



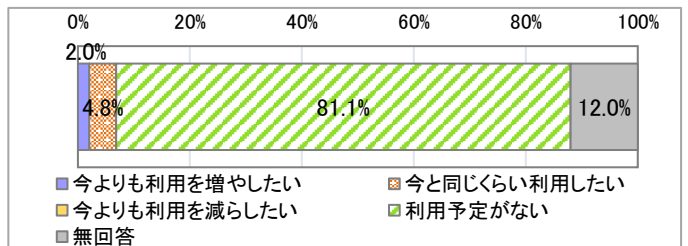
(問) 児童発達支援の利用予定がありますか。



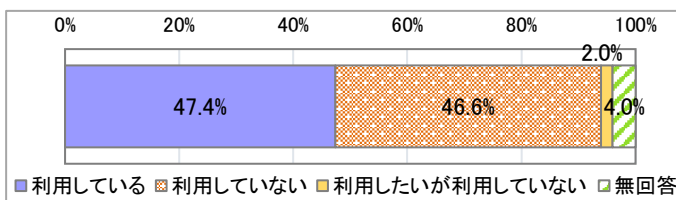
(問) 医療型児童発達支援を利用していますか。



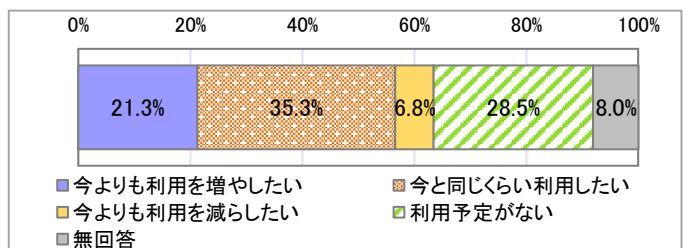
(問) 医療型児童発達支援の利用予定がありますか。



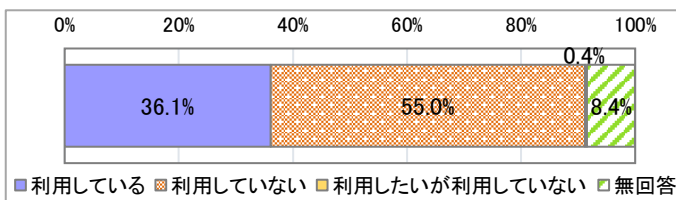
(問) 放課後等デイサービスを利用していますか。



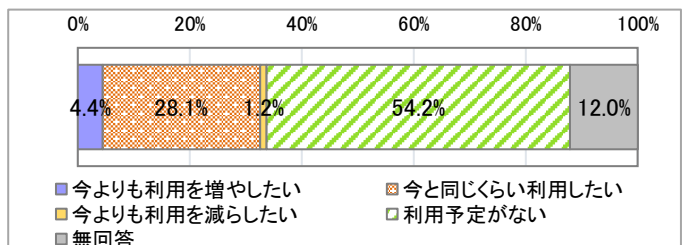
(問) 放課後等デイサービスの利用予定がありますか。



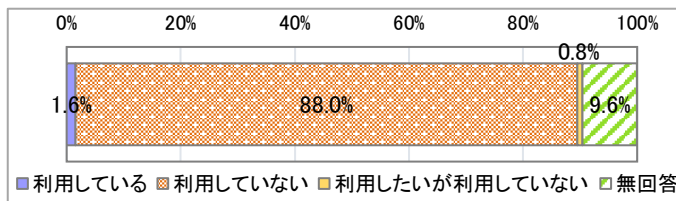
(問) 障害児相談支援を利用していますか。



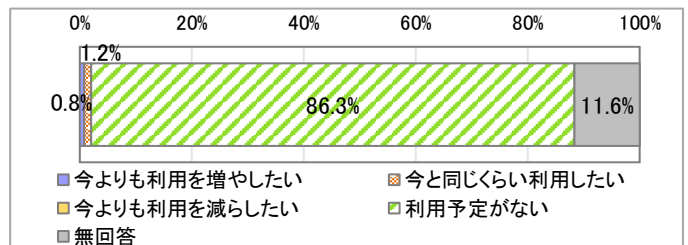
(問) 障害児相談支援の利用予定がありますか。



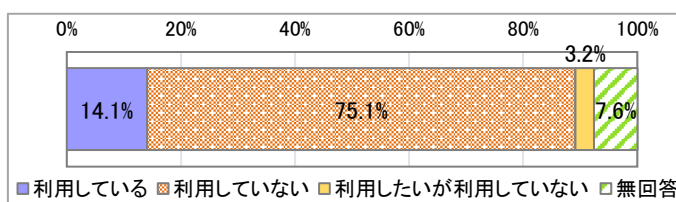
(問) 居宅訪問型児童発達支援を利用していますか。



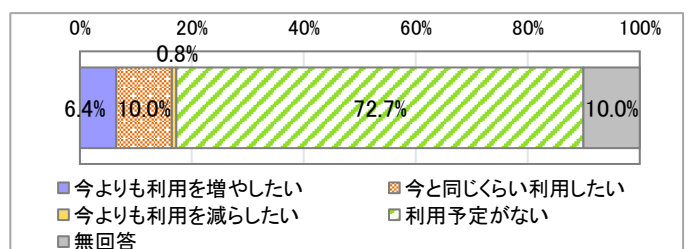
(問) 居宅訪問型児童発達支援の利用予定がありますか。



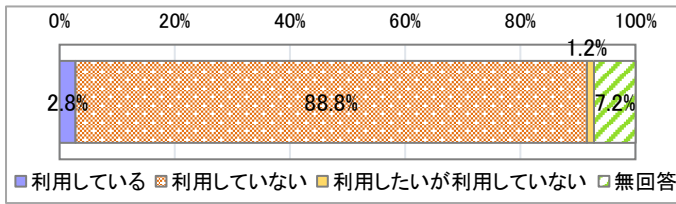
(問) 保育所等訪問支援を利用していますか。



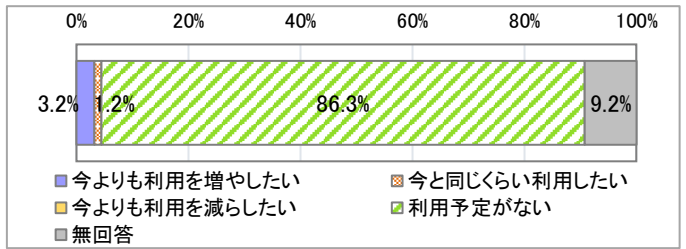
(問) 保育所等訪問支援の利用予定がありますか。



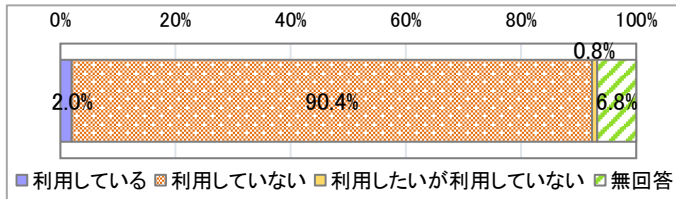
(問) 居宅介護（ホームヘルプ）を利用していますか。



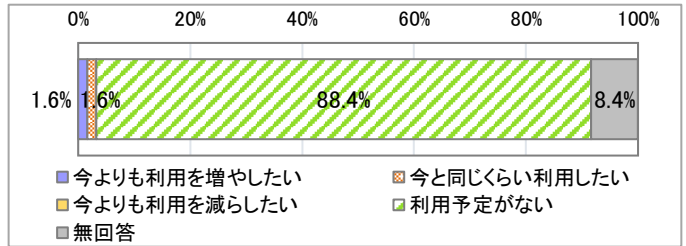
(問) 居宅介護（ホームヘルプ）の利用予定がありますか。



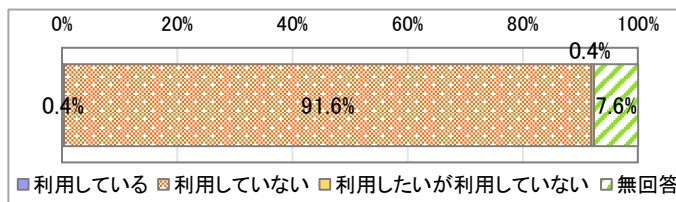
(問) 重度訪問介護を利用していますか。



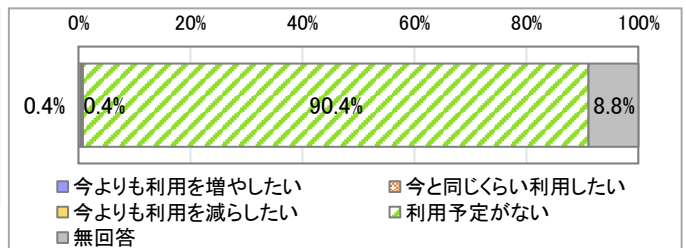
(問) 重度訪問介護の利用予定がありますか。



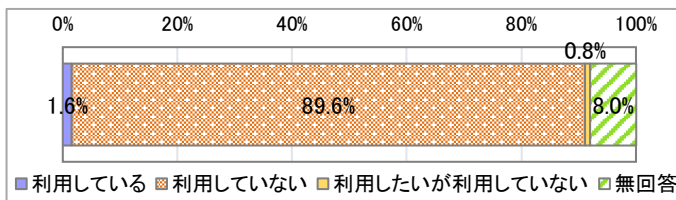
(問) 同行援護を利用していますか。



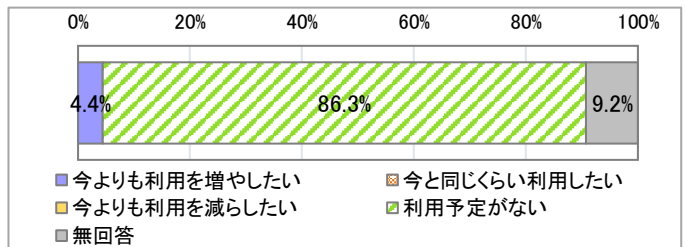
(問) 同行援護の利用予定がありますか。



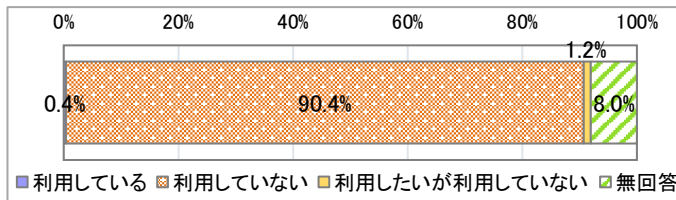
(問) 行動援護を利用していますか。



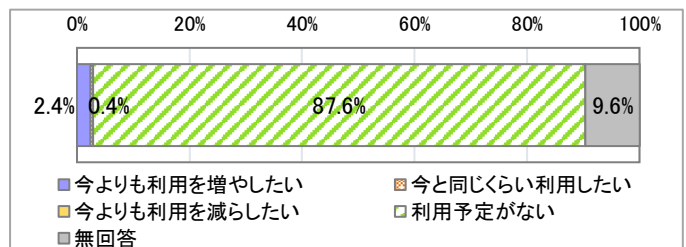
(問) 行動援護の利用予定がありますか。



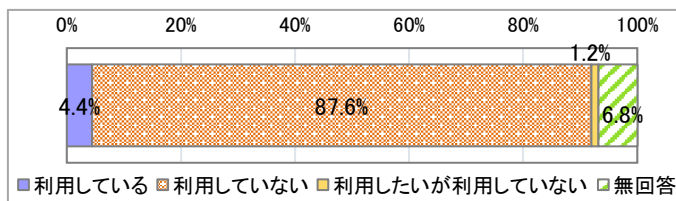
(問) 重度障害者等包括支援を利用していますか。



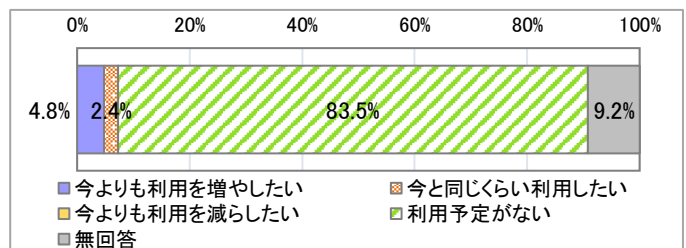
(問) 重度障害者等包括支援の利用予定がありますか。



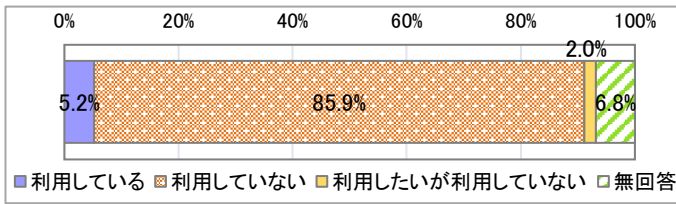
(問) 移動支援を利用していますか。



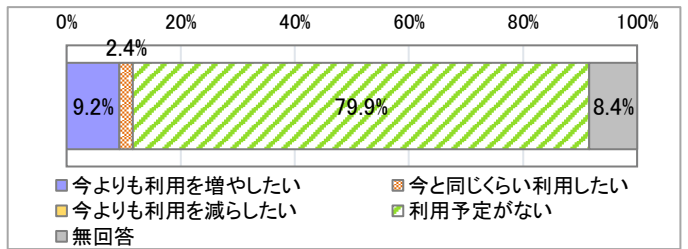
(問) 移動支援の利用予定がありますか。



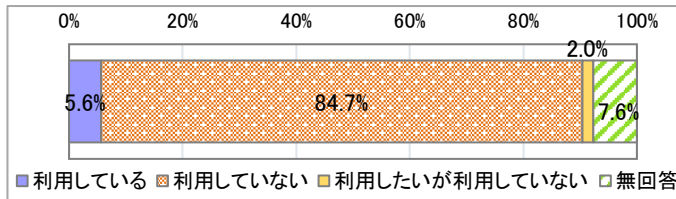
(問) 短期入所 (ショートステイ) を利用していますか。



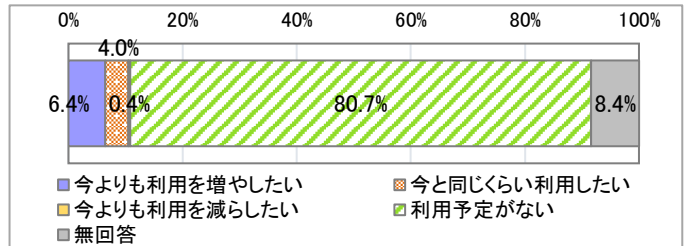
(問) 短期入所 (ショートステイ) の利用予定がありますか。



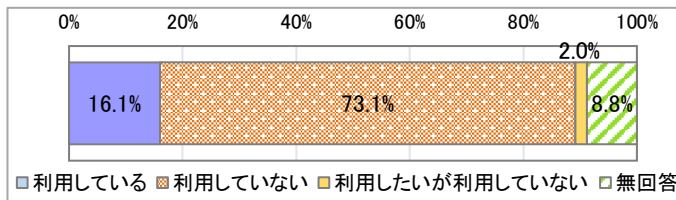
(問) 日中一時支援を利用していますか。



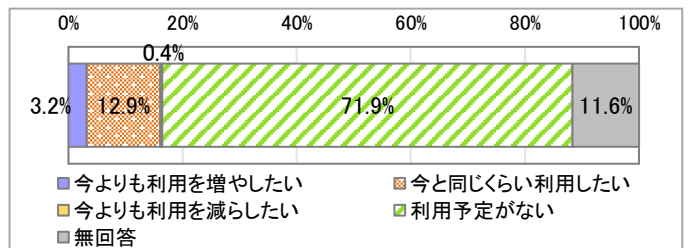
(問) 日中一時支援の利用予定がありますか。



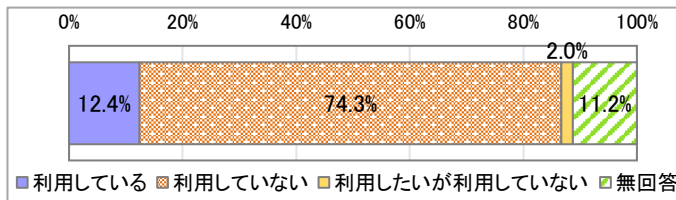
(問) 保育所を利用していますか。



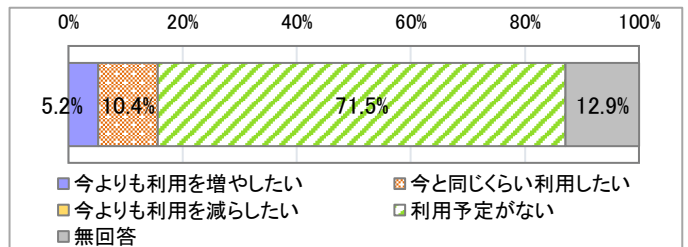
(問) 保育所の利用予定がありますか。



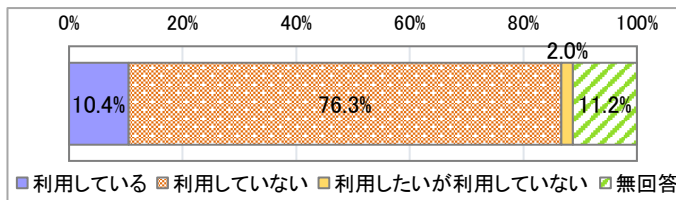
(問) 幼稚園を利用していますか。



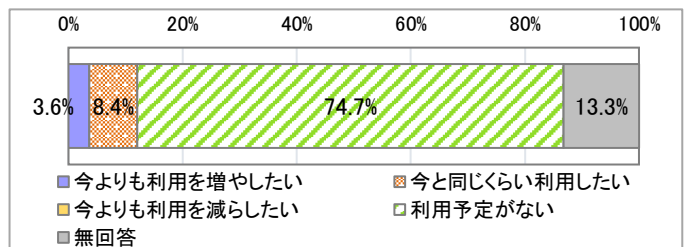
(問) 幼稚園の利用予定がありますか。



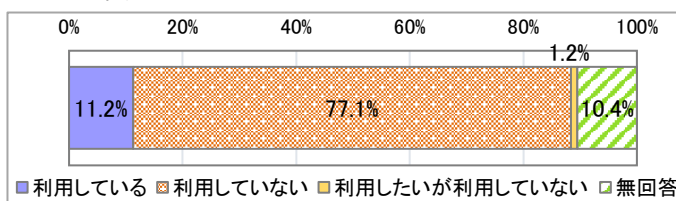
(問) 認定子ども園を利用していますか。



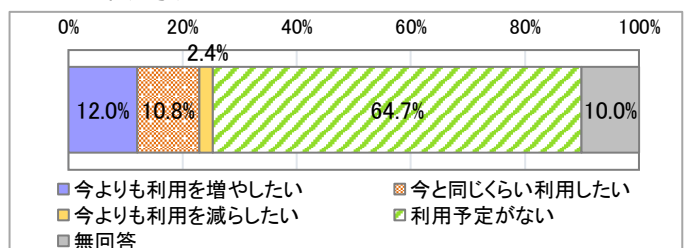
(問) 認定子ども園の利用予定がありますか。



(問) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) を利用していますか。



(問) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の利用予定がありますか。



用語解説

あ行

【医療的ケア児（医療的ケアが必要な障害児）】

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に、人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童のこと。

か行

【介護訓練支援用具】

障害者又は障害児の身体介護の支援や障害児の訓練に用いる用具。
特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト、訓練いすなど。

【鹿児島市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針】

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき物品等の調達目標を定めるもので、鹿児島市では、平成25年度から策定している。

【高次脳機能障害】

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）が障害された状態を指し、器質性精神障害として位置付けられる。

【コーディネーター】

主に障害児（者）及び保護者や障害児（者）の支援に関わる者などの個々の要望に対して一般的・総合的な相談窓口となり、多様な支援を行う専門職のこと。本計画においては、

■地域生活支援拠点コーディネーター

緊急時の支援が見込めない者を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性等に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行うとともに、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う専門職のこと。

■医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児・家族に対して、在宅移行後のニーズの把握、訪問及び相談を行い、また、医療・福祉・教育などの関係機関や制度をつなぐ役割を担う専門職のこと。対象児を中心に家族やほかの専門職と支援ネットワークを構築し、本人と家族を取り巻く障害を取り除き、地域における質

の高い生活を可能とする環境を整え、それぞれのウェルビーイング（生活の質の向上）を実現する役割を持つ。

さ行

【在宅療養等支援用具】

障害者又は障害児の在宅療養を支援する用具。ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機、酸素ボンベ運搬車、盲人用（音声式）体温計など。

【重症心身障害】

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態のこと。

【重症心身障害児（者）】

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している障害者又は障害児。

【手話言語・障害者コミュニケーション条例】

正式名称は「鹿児島市言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」。

言語としての手話への理解の促進及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進について、基本理念、市の責務並びに市民等及び事業者の役割や市が推進する施策の基本的事項を定めたもの。

令和6年4月1日施行。

【障害者基幹相談支援センター】

障害のある方やその家族等からの相談にワンストップで応じ、問題解決に向けて一緒に考え、情報提供や助言等、福祉サービスの利用支援や調整を行う。

平成24年10月に市民福祉プラザ3階に障害者虐待防止センターとの併設で開所。

【障害者週間】

毎年12月3日から12月9日までの1週間。

障害者基本法第9条に基づき、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定している。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開する。

【障害者就業・生活支援センター】

障害のある方の就職相談、就職に向けての準備支援、職場開拓、職場実習、就職後の定着支援等を行うとともに、企業に対し、助成金制度やジョブコーチ制度の情報提供、雇用後のアドバイス等を行う。

【障害者職業センター】

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の1部門で、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき各都道府県に設置され、ハローワーク等と協力して、障害者のための就職相談、職業評価、就職準備支援、実際の職場におけるジョブコーチ支援等のほか、事業主に対して、障害者の雇入れ、雇用管理等に関する相談や支援を行う。

【障害者地域生活支援拠点】

地域で生活する障害者の不安の解消を図り、障害者及び家族が地域で安心して生活できるよう、24時間365日の緊急対応（相談、一時受入）や、施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対してグループホームやショートステイを利用した地域生活の体験の場の提供を行う。

平成29年10月に開所。

【情報・意思疎通支援用具】

障害者又は障害児の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具。

点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置、福祉電話、ファックスなど。

【自立生活支援用具】

障害者又は障害児の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。

入浴補助用具、電磁調理器、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置など。

【成年後見制度】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など著しく判断能力の不十分な方に対し、財産管理や介護サービスの利用契約などを成年後見人が行うことにより、保護し支援する制度。身寄りが無い等の理由により申立人がいない場合は、市長が申立てを行うことができる。

【相談支援事業所】

障害福祉サービスの申請前の相談や申請するときの支援（一般相談支援）や、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整（計画相談支援）などを行う事業所。

た行

【第五次鹿児島市障害者計画】

障害者基本法に基づき、鹿児島市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるもので、障害福祉計画・障害児福祉計画の基本計画にあたる。(計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間)

障害者施策を実施するに当たっての基本的な考え方のほか、「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」、「安全・安心な生活環境の整備」、「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」など10の分野別施策の基本的方向などを定めている。

【地域包括ケアシステム】

高齢者や障害者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保していくための仕組み。

【チャレンジド】

Challenged (チャレンジド) は、「障害を持つ人」を表す新しい米語「the challenged (挑戦という使命や課題、挑戦するチャンスや資格を与えられた人)」を語源とし、障害をマイナスとのみ捉えるのではなく、障害を持つゆえに体験する様々な事象を自分自身のため、あるいは社会のためポジティブに生かして行くという考えに基づいた「障害者」に代わる前向きかつ可能性を示唆する表現。

な行

【ナイスハート支援事業】

障害者施設の生産物やレストラン等の販売を促進するため、市内の関係事業所で構成する「鹿児島市ナイスハート運営協議会」による活動経費の一部を助成する事業。

※ ナイスハート：国際障害者年の主旨を踏まえ、障害者福祉の増進を図るために設置された基金の名称が由来。障害者就労施設の商品販売の際に用いられている。

【難病】

難病法においては、「難病」を①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものという4つの条件をみたすものと定義されている。この「難病」のうち①患者数が本邦において一定の人数(人口の約0.1%程度)に達しないこと、②客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が定まっていること、の要件を満たすものを「指定難病」と定義し、医療費助成の対象としている。令和6年4月からは341疾病が対象となる。(令和6年3月末338疾病)

なお、障害者総合支援法の対象となる難病は、障害者総合支援法独自の対象疾病を含む。令和6年4月からは369疾病である。(令和6年3月末366疾病)

は行

【排せつ管理支援用具】

障害者又は障害児の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品。

ストーマ装具、紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品、収尿器など。

【発達障害】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

【ハローワーク】 ※障害者雇用に関して

就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員が障害の態様、適正、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適用指導を行う。

また、事業主に対する雇用管理上の配慮等の助言や関係機関の紹介、各種助成金の案内のほか、障害者向け求人の開拓、障害者雇用率達成に関する指導等も行う。

【ピアカウンセリング】

精神疾患を持つ者同士が自立するために自立するための情報を共有したり、お互いを精神的に支え合うことで自立を目指す仲間（ピア）同士でのカウンセリングを行うこと。同じような障害を持つ当事者が、お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活の実現を目指すもの。

【ピアサポート】

ピア（Peer）は「仲間、同輩、対等等」の意。同じ課題や環境を体験する者がその体験から来る感情を共有することにより、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得ることなどを目的とする。

【ペアレントトレーニング】

障害のある子どもへの接し方や対処方法を考え、子育てに関する不安や悩みの軽減を図るため、保護者同士の話し合いや実践の中で、よりよい行動を身に付けていくことを目的とした保護者向けのプログラムのこと。

【ペアレントプログラム】

ペアレントプログラムは、ペアレントトレーニングを行う前の基礎的なプログラムとして、「子どもの行動を考え、行動を見る」ことに特化した、保護者の認知的な枠組みを修正することを目指した簡易的なプログラムのこと。

【ペアレントメンター】

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者。メンターは、同じような発達障害のある子どもをもつ保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供する。

【包含（インクルージョン）】

インクルージョンは英語で「Inclusion」と表記され、「包含」や「包括」という意味を持ち、障害者を含むすべての人々が社会の一員として尊重され、その個性や能力が活かされるべきであるという考え方を基にしている。

ま行

【モニタリング報告書】

相談支援事業所と障害福祉サービスを提供する事業所等において、サービス等利用計画や個別支援計画の内容に沿って支援が行われた結果、どのような効果をもたらしたかを確認するための報告書。

や行

【ゆうあいガイドブック】

障害のある方やその家族等に対し、各種福祉制度の内容や手続、相談先等の幅広い情報を紹介するため、鹿児島市が作成・配布しているガイドブック。

【要約筆記者】

話の内容を要約しその場で文字にして伝えることで、聴覚障害者、特に手話習得の困難な中途失聴者や難聴者のコミュニケーションを支援する者。

鹿児島市障害福祉計画第7期計画
鹿児島市障害児福祉計画第3期計画
令和6年度～令和8年度

■発行年月日 令和6年3月
■発行 行 鹿児島市役所
■編集 集 鹿児島市 障害福祉課
〒892-8677
鹿児島市山下町 11-1
TEL : 099-216-1272 FAX : 099-216-1274

